

第15回県政インターネットモニターアンケート集計結果
県議会広報に関するアンケート
特殊詐欺被害防止に関するアンケート
県公式ホームページに関するアンケート

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

※各回答項目の割合（％）は、端数処理の関係上（小数第二位を四捨五入）、合計が100%にならない場合がある。

○ 県議会広報に関するアンケート

県議会では、議会の活動を県民の皆様によりわかりやすく伝え、また、皆様の声を議会活動に反映させるため、各種媒体による広報活動を行っています。

今後、この広報活動をより充実させるため、アンケートを実施しますので、御協力をお願いします。

○ 特殊詐欺被害防止に関するアンケート

特殊詐欺被害が後を絶たず、予断を許さない状況が続いており、県警察では、特殊詐欺被害防止CMを始めとした、様々な対策を推進しています。その効果等について多角的に検証するとともに、県民の特殊詐欺に対する意識調査を行い、今後の被害防止対策に活かすため、アンケートに御協力をお願いします。

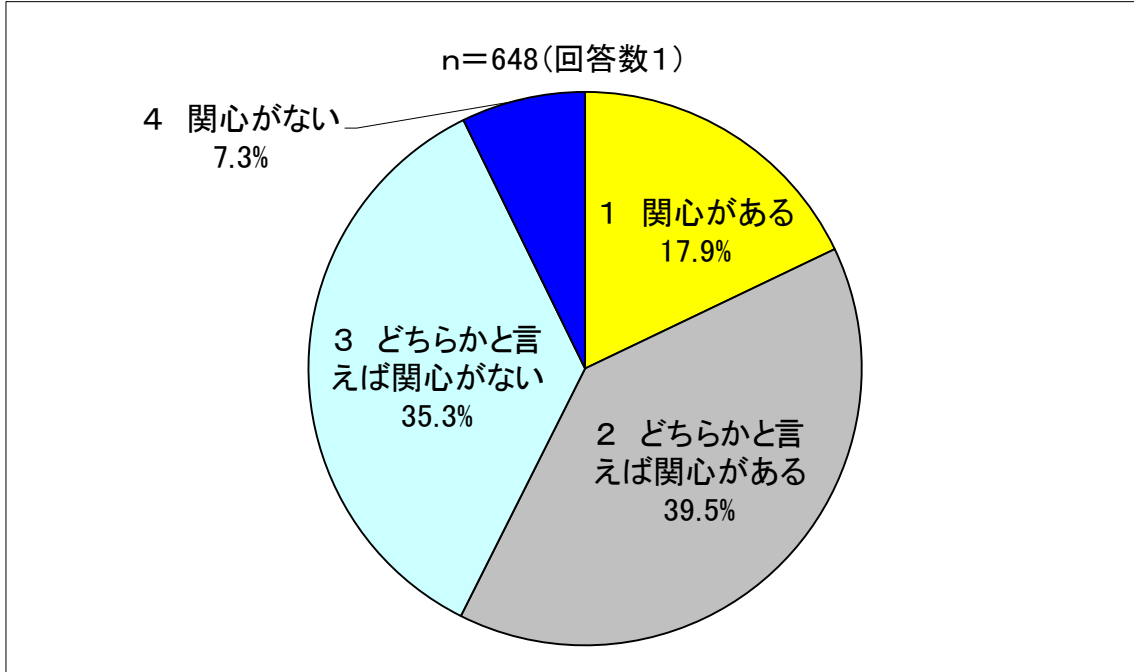
○ 県公式ホームページに関するアンケート

静岡県は、皆さんにわかりやすく県政情報を提供できるよう、公式ホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/>）の運営を行っております。今後、より便利で使いやすいホームページに改善するため、アンケートにご協力をお願いします。

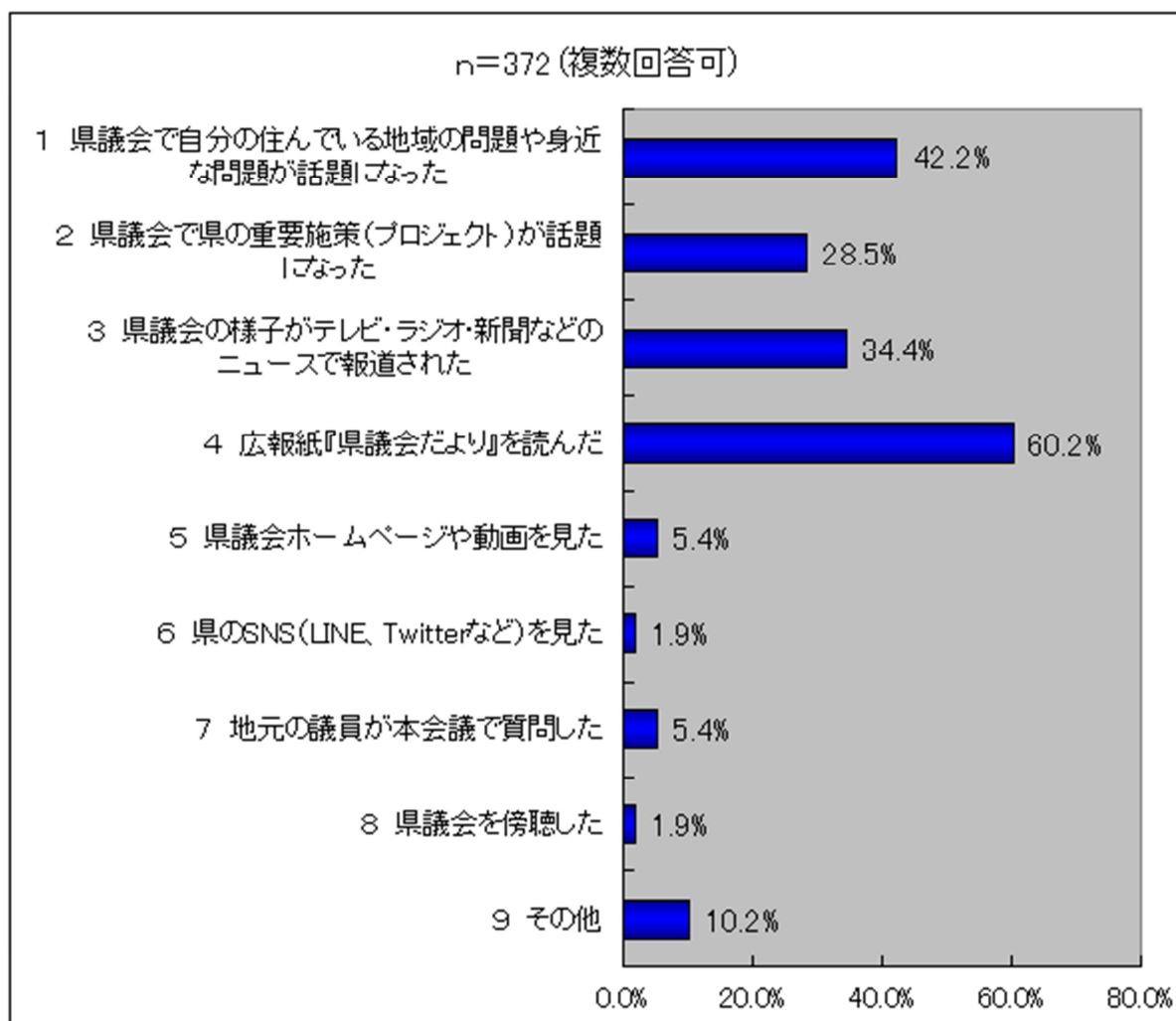
回答者数： 648 人（回答率： 84.5%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	293	45.2%
	女性	354	54.6%
	その他	1	0.2%
年代	10代	8	1.2%
	20代	24	3.7%
	30代	82	12.7%
	40代	146	22.5%
	50代	158	24.4%
	60代	118	18.2%
	70代	89	13.7%
	80代	23	3.5%
	90代	0	0.0%
住所	賀茂	9	1.4%
	東部	208	32.1%
	中部	230	35.5%
	西部	200	30.9%
	県外	1	0.2%
職業	自営業	41	6.3%
	会社員	211	32.6%
	公務員	15	2.3%
	パート・内職従事者	125	19.3%
	学生	17	2.6%
	無職	208	32.1%
	その他	31	4.8%

○ 県議会広報に関するアンケート

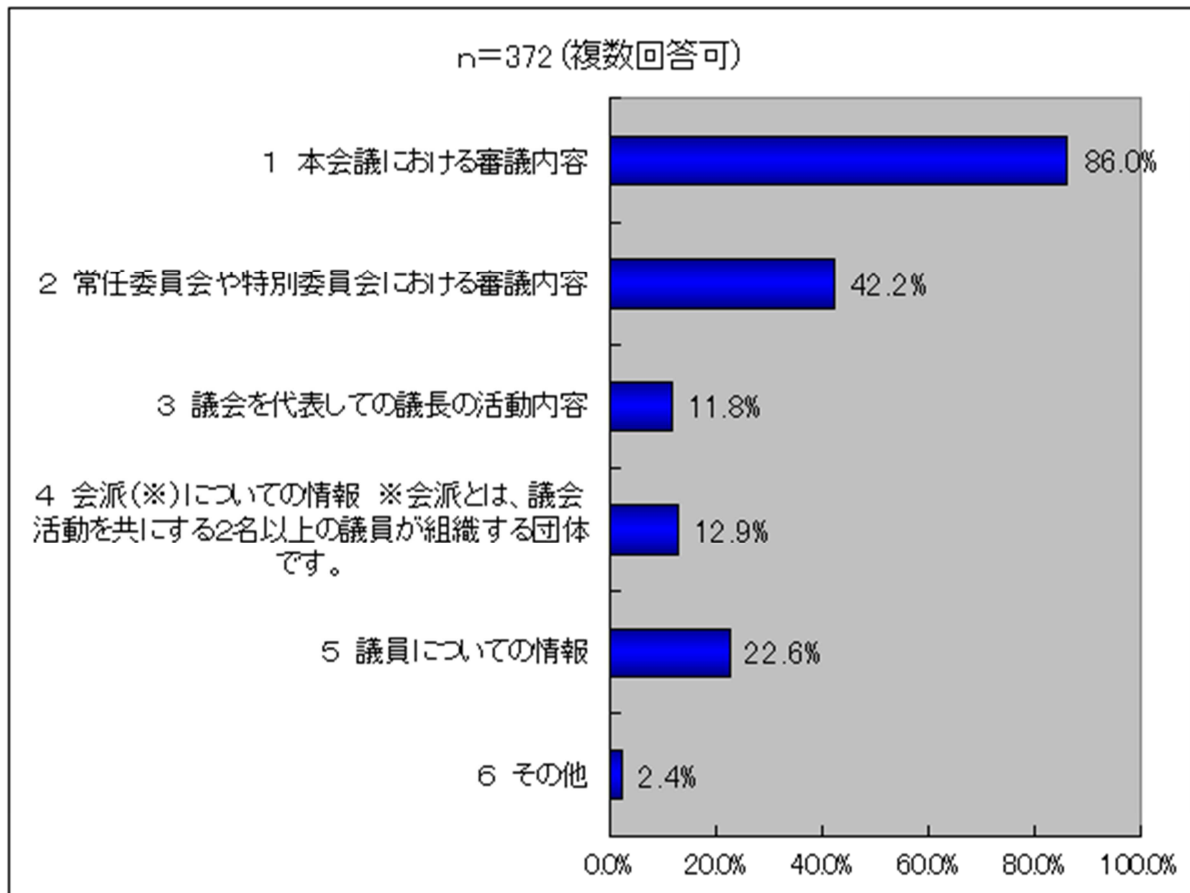
問1 あなたは県議会の活動に関心がありますか。(回答数は1つ)



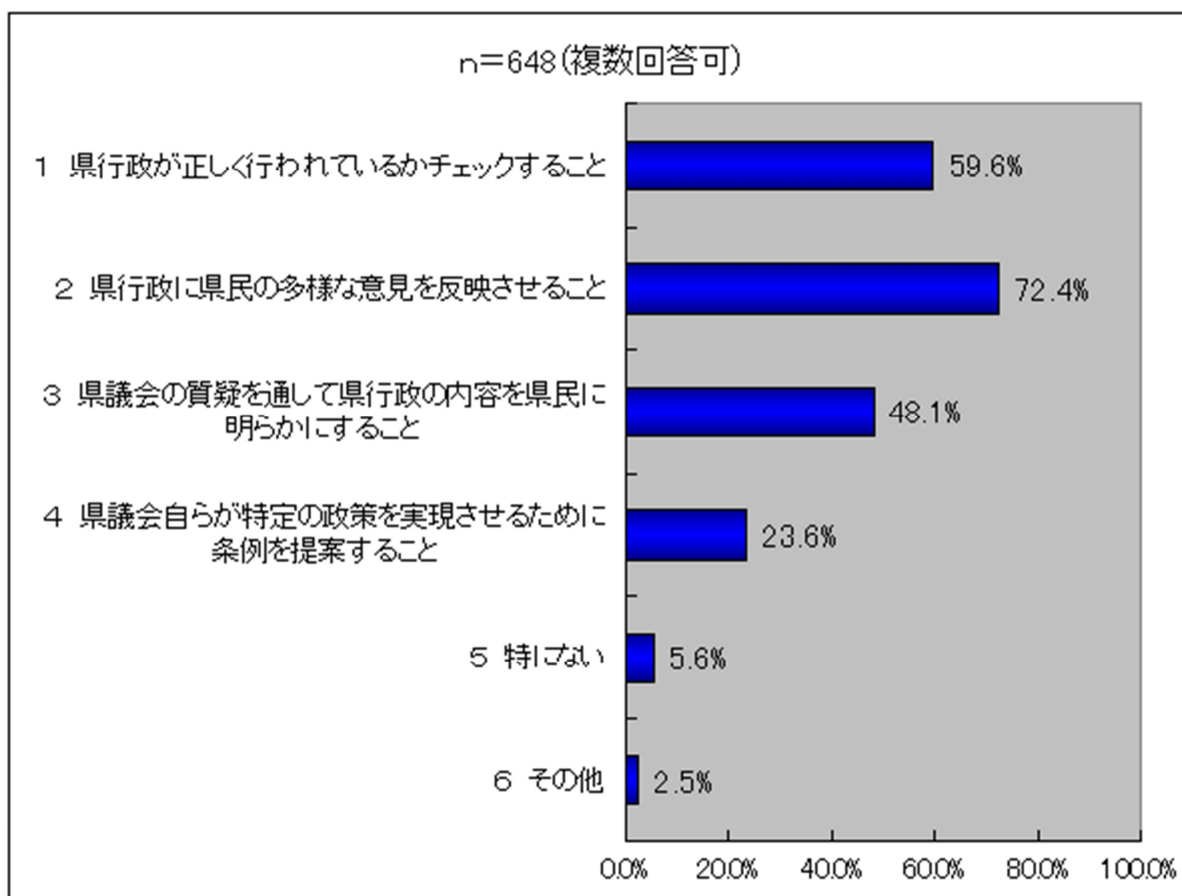
問1-2 問1で選択肢1または選択肢2を選択された方に伺います。あなたは、どのようなきっかけで県議会の活動に関心を持ちましたか。(複数回答可)



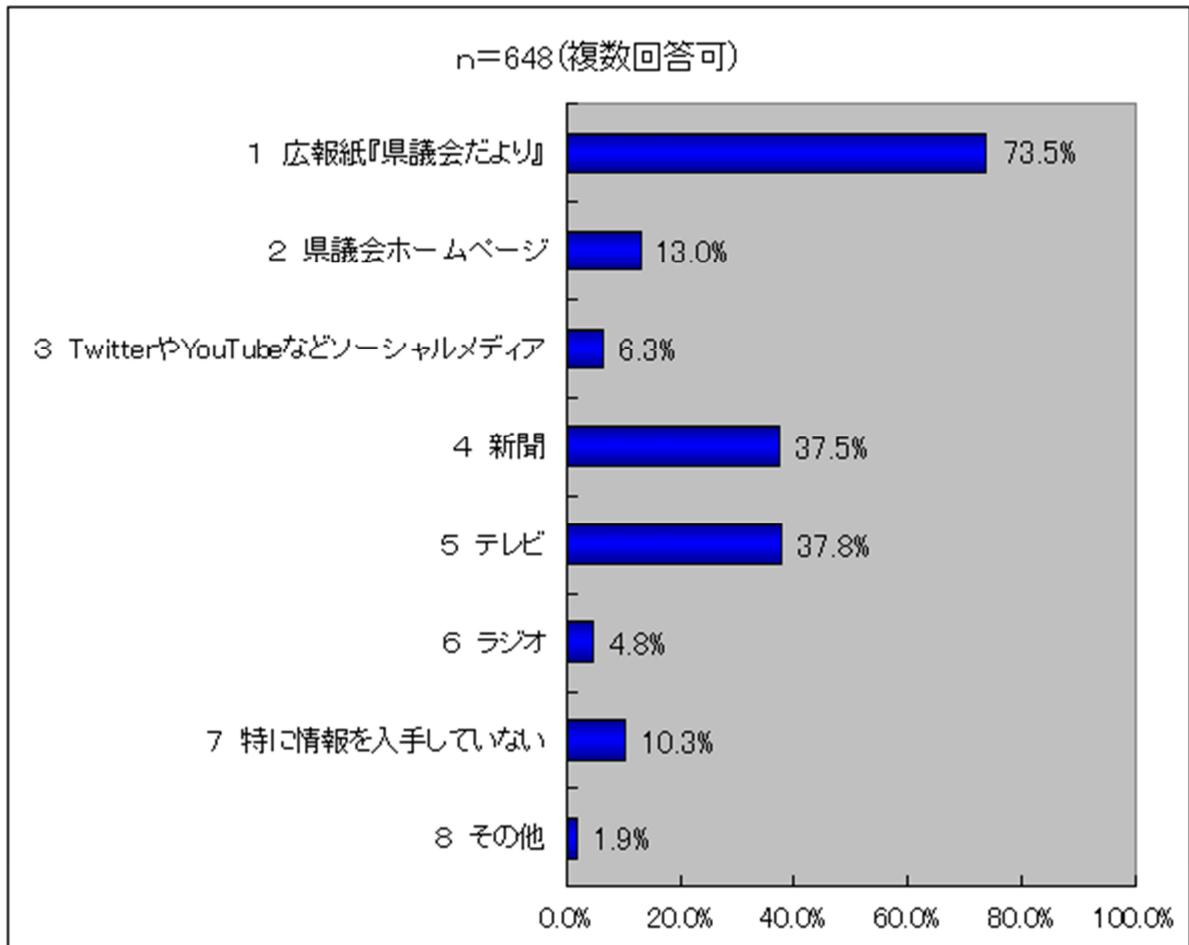
問1-3 問1で選択肢1または選択肢2を選択された方に伺います。あなたは、県議会のどのようなことに関心がありますか。(複数回答可)



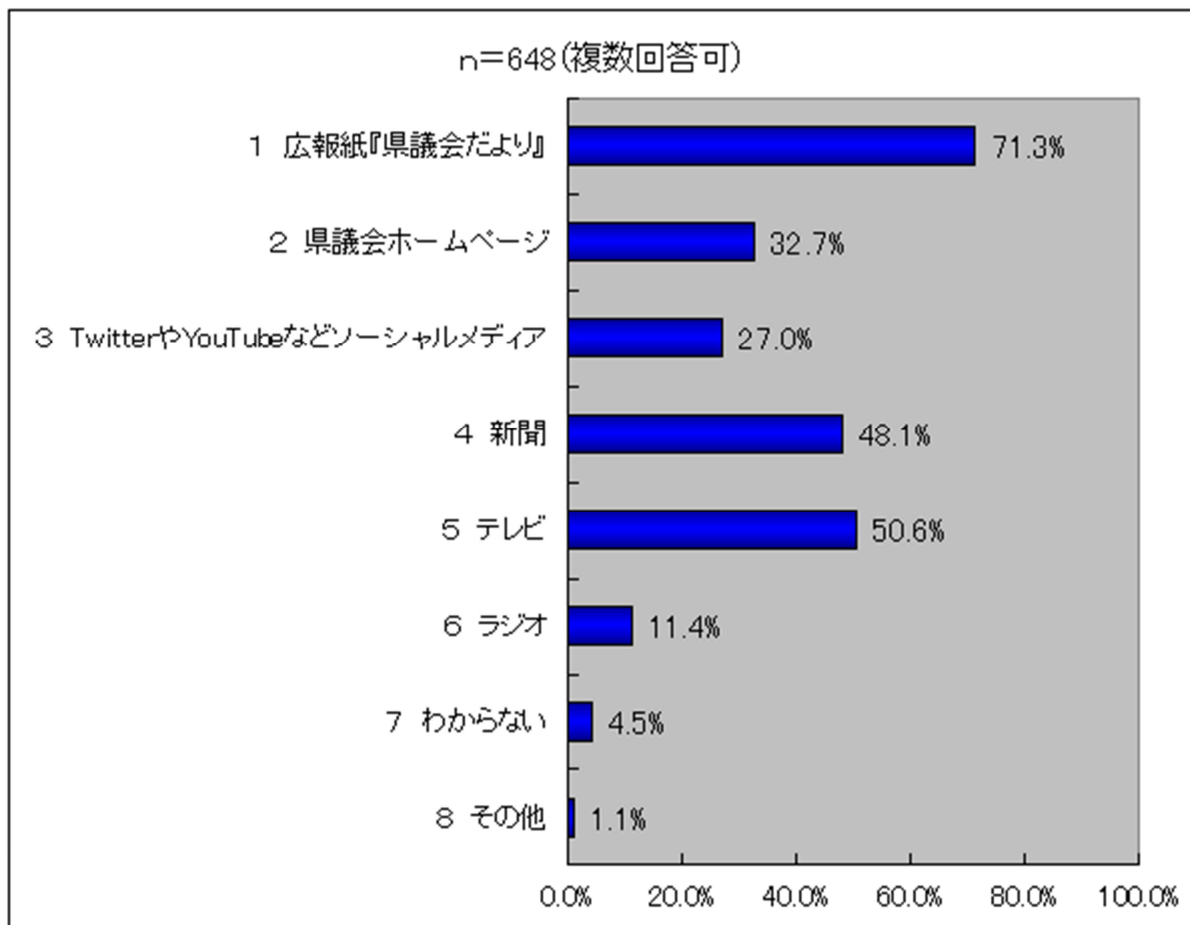
問2 あなたが県議会に期待することは何ですか。(複数回答可)



問3 あなたは、県議会に関する情報をどのような方法でお知りになりますか。(複数回答可)

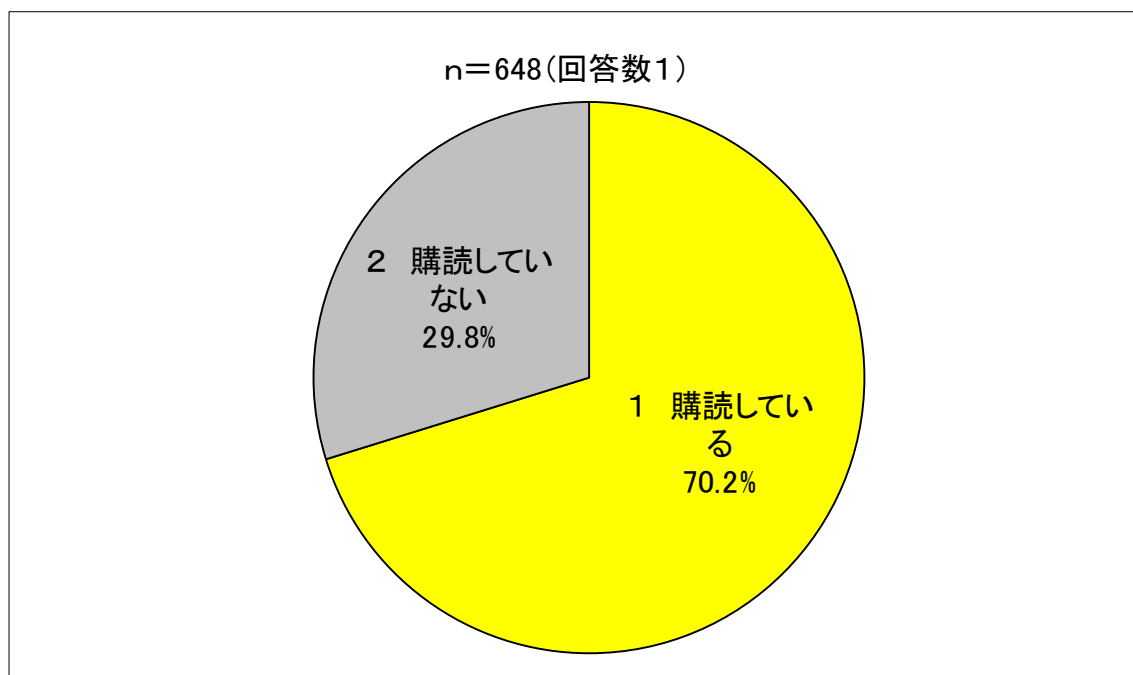


問4 あなたは、県議会に関する情報を発信する方法として、どのようなものがよいと思いますか。(複数回答可)

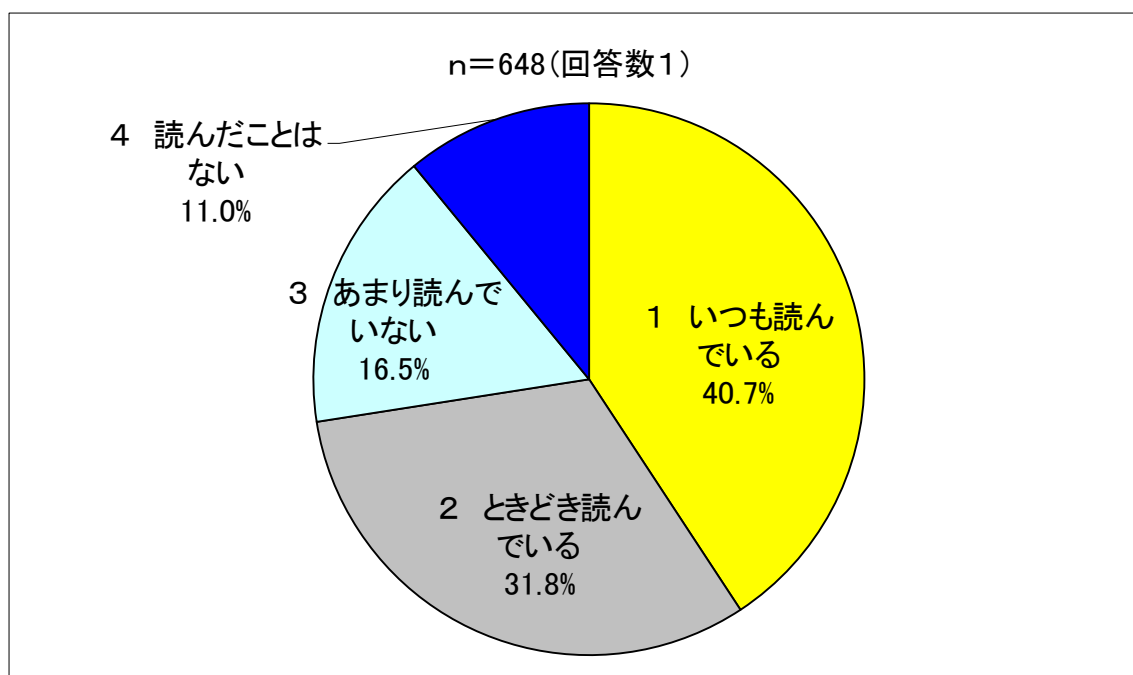


問5 『県議会だより』(※)は、新聞折り込み等により県内各世帯にお届けしておりますが、あなたは、新聞を購読していますか。(回答数は1つ)

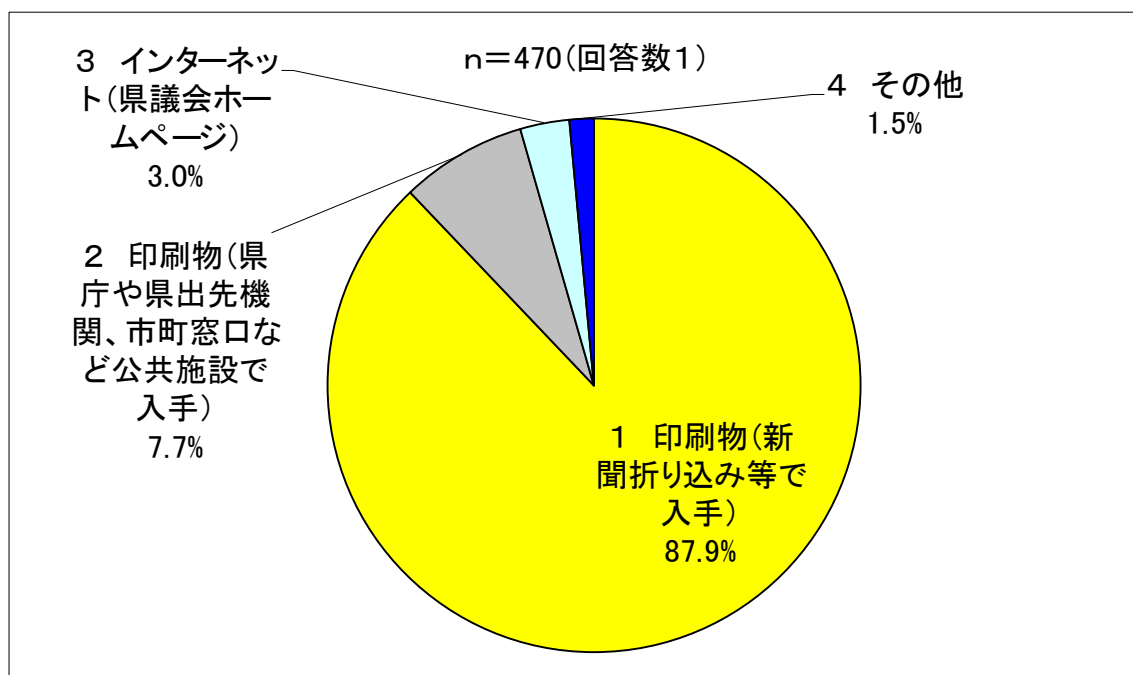
※ 『県議会だより』(点字版、音声版を含む)は、年4回開かれる県議会定例会終了後、約1ヶ月後の日曜日に、新聞折り込み等により県内各世帯にお届けするとともに、県庁や県出先機関及び市町窓口などで配布しているほか、県議会ホームページでもご覧いただけます。



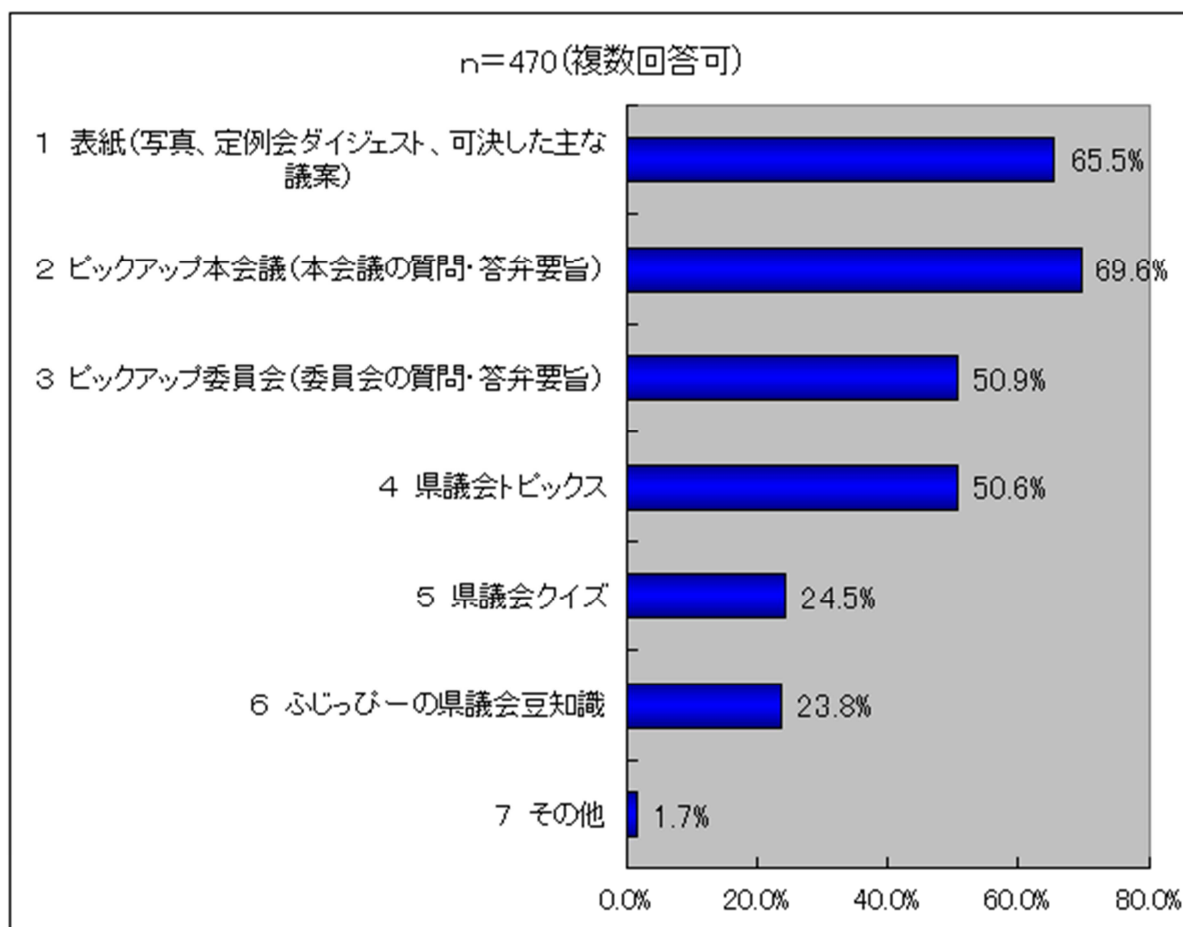
問6 あなたは、『県議会だより』をご覧になっていますか。(回答数は1つ)



問6-2 問6で選択肢1または選択肢2を選択された方に伺います。あなたは、『県議会だより』を主にどの方法でご覧になりますか。(回答数は1つ)



問6-3 問6で選択肢1または選択肢2を選択された方に伺います。あなたは、『県議会だより』のどの記事をご覧になりますか。(複数回答可)



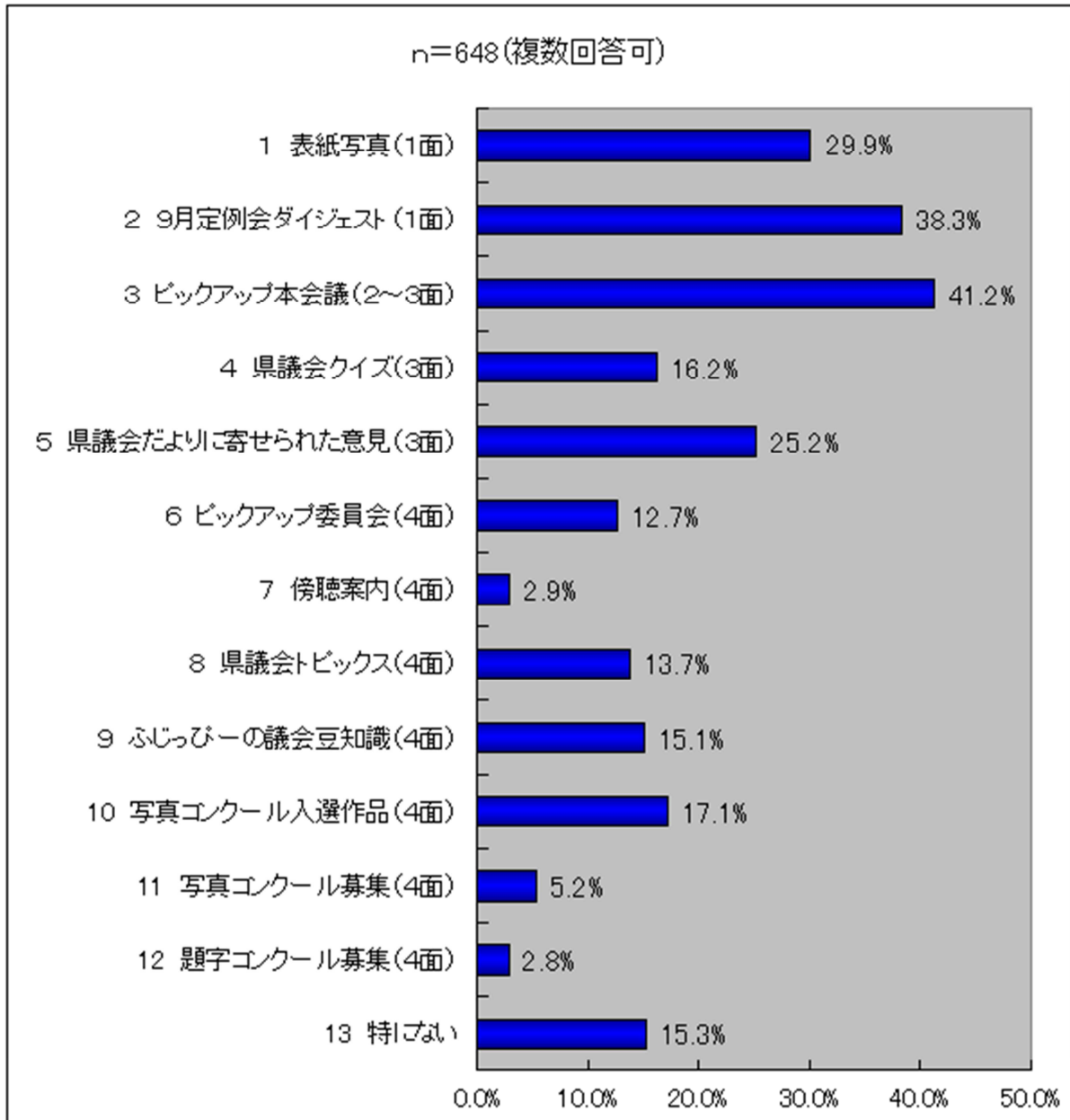
問7 『県議会だより』第115号（令和3年11月21日発行）をご覧ください、あなたが興味をお持ちになった内容は何ですか。（複数回答可）

※お手元に『県議会だより』第115号がない場合は、下記リンクからご覧ください。

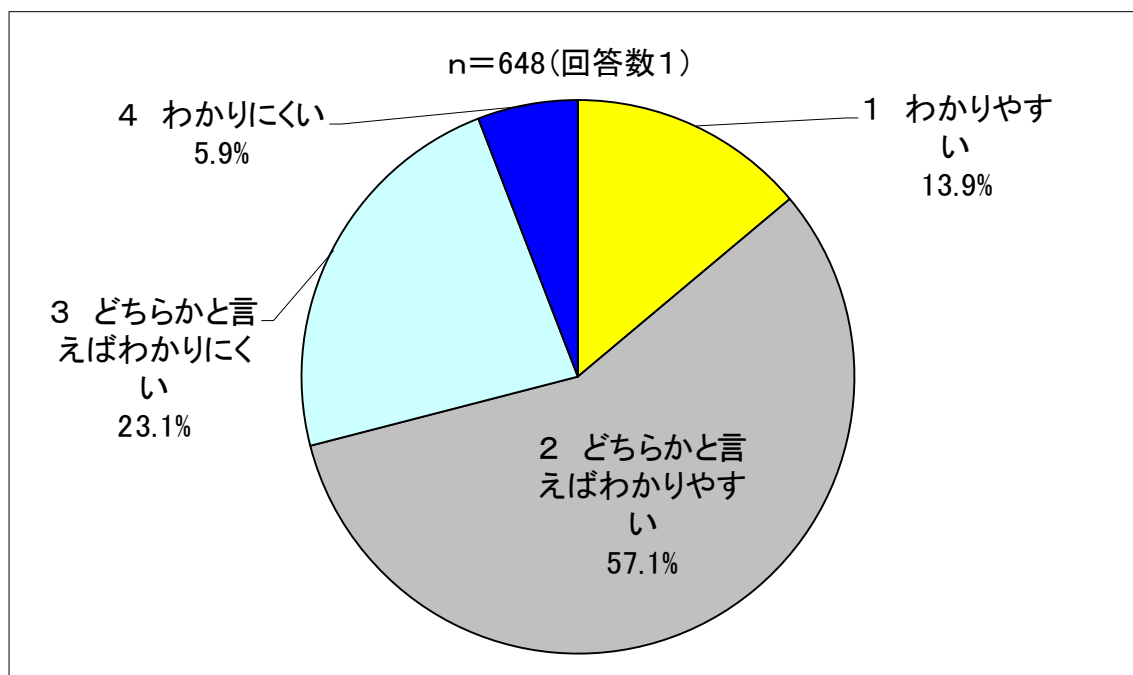
『県議会だより』ホームページ

https://www.pref.shizuoka.jp/gikai/dayori/115_0309tei_031121/01.html

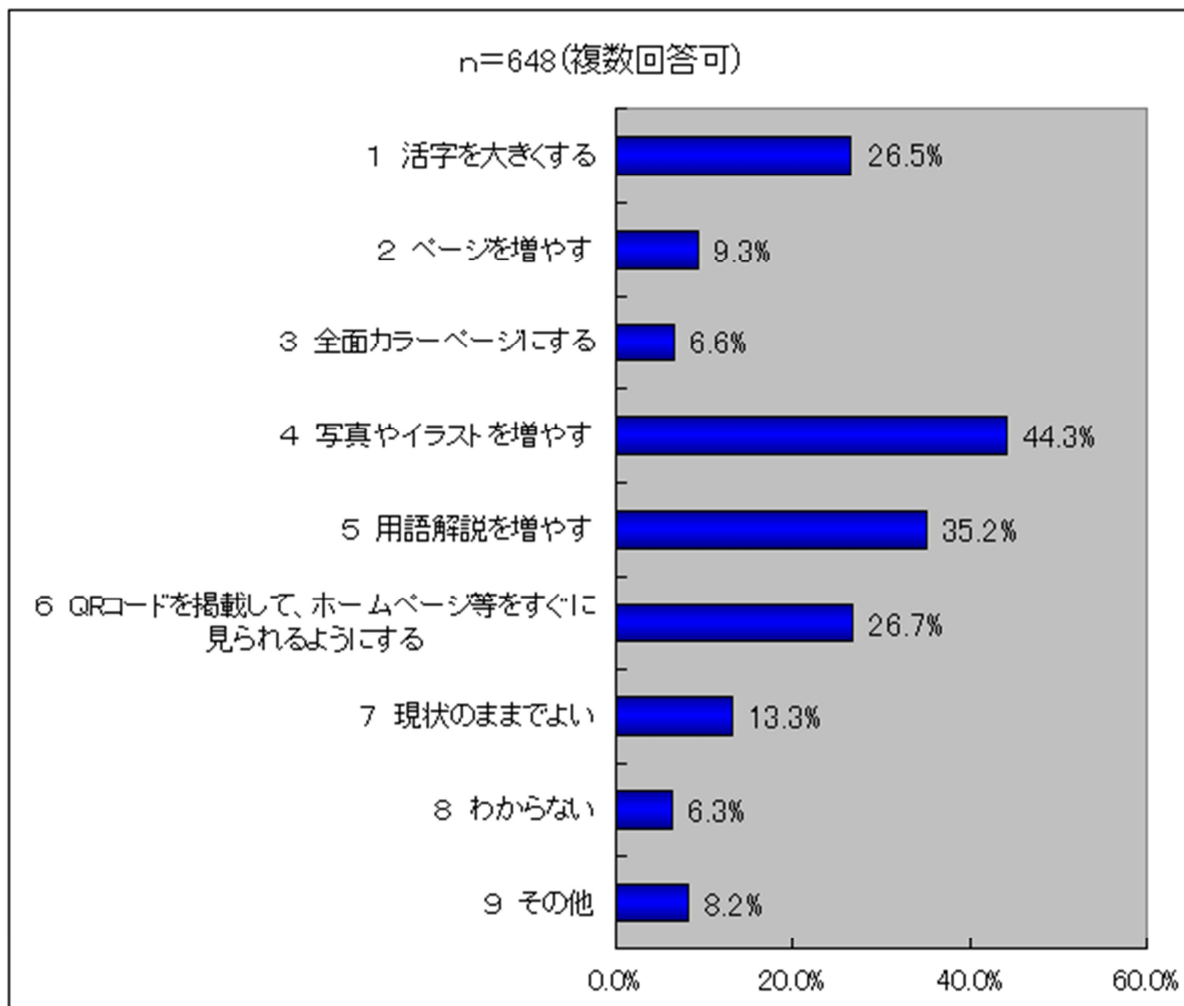
『県議会だより』PDF版



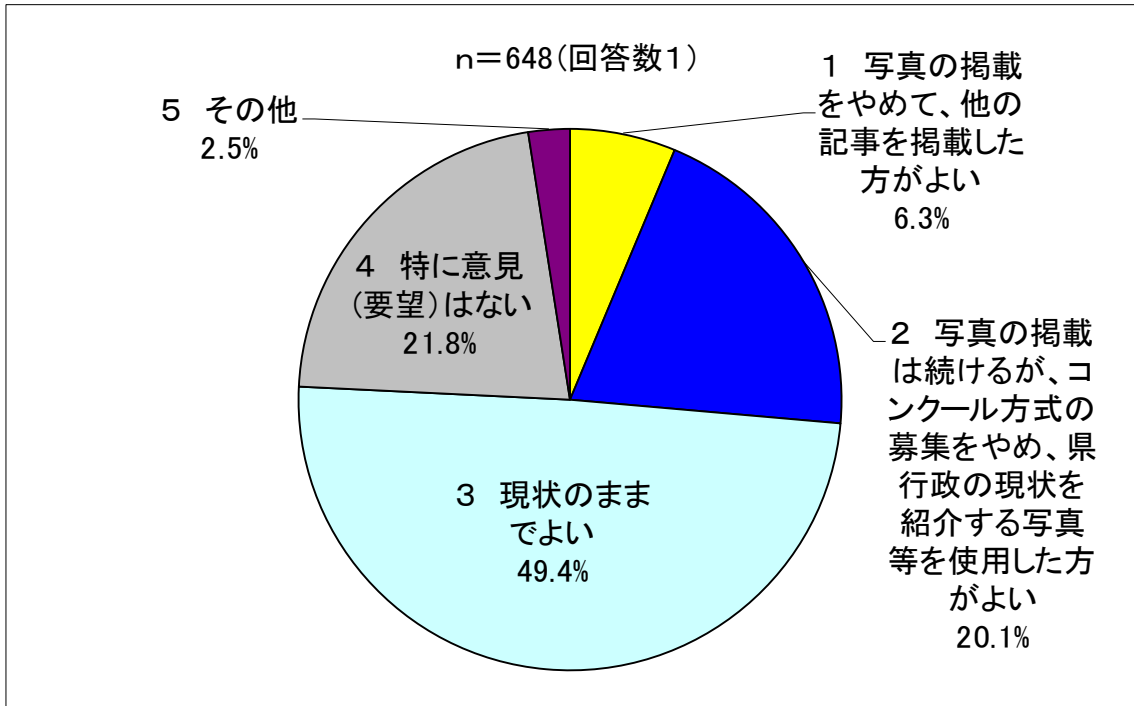
問8 あなたは『県議会だより』第115号を読んで、内容についてどのような感想を持ちましたか。(回答数は1つ)



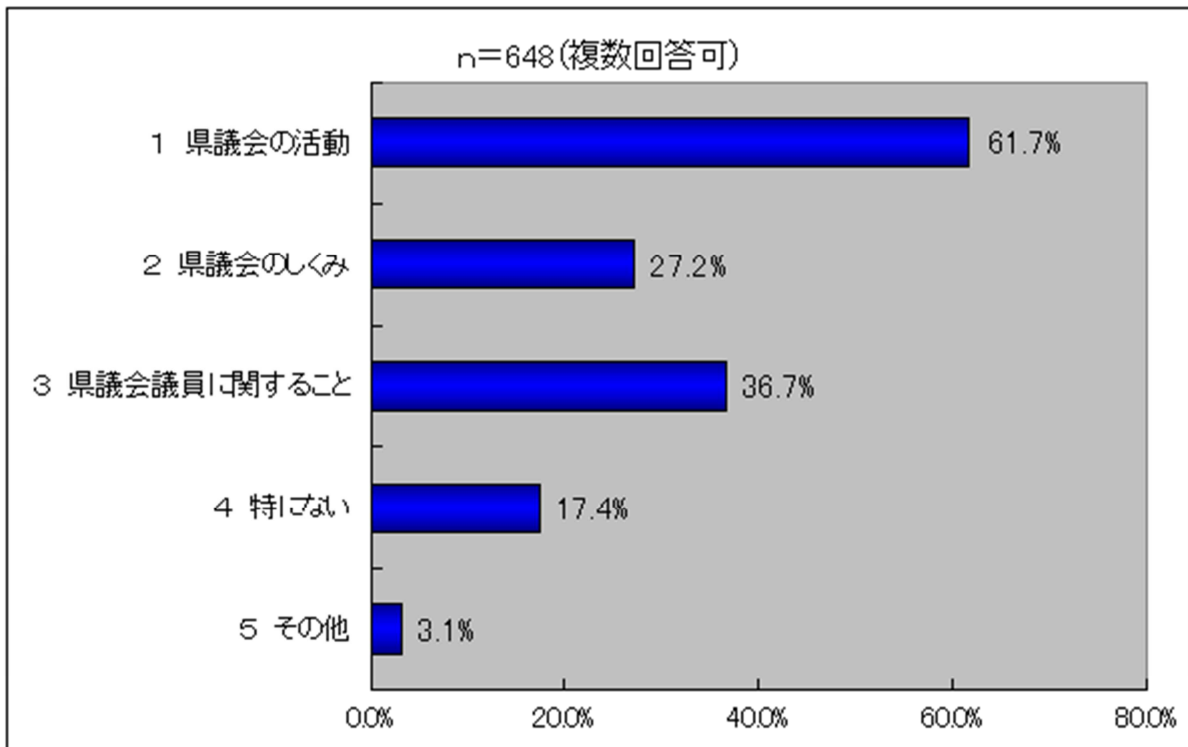
問9 あなたは『県議会だより』第115号について、若い方を始め多くの県民の方に読んでもらえるようなわかりやすい内容にするために、どのような工夫が必要だと思いますか。(複数回答可)



問 10 表紙の写真は、県民の皆様から作品を募集してコンクールを行い、特選作品に選ばれたものを掲載しています（応募要領は『県議会だより』第 115 号 4 面をご覧ください。）。表紙の写真について、次の中からあなたのお考えに最も近いものをお選びください。（回答数は 1 つ）

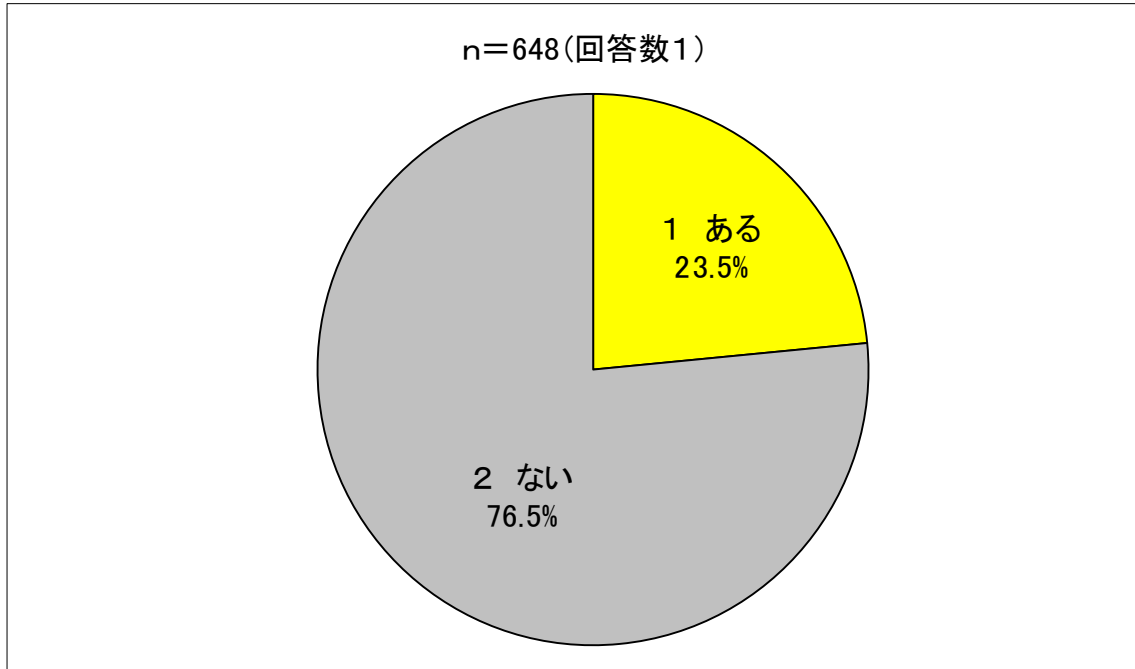


問 11 あなたが、現在の記事以外で県議会だよりにおいてより詳しく、あるいは新たにご覧になりたいと思う記事はどれですか。（複数回答可）

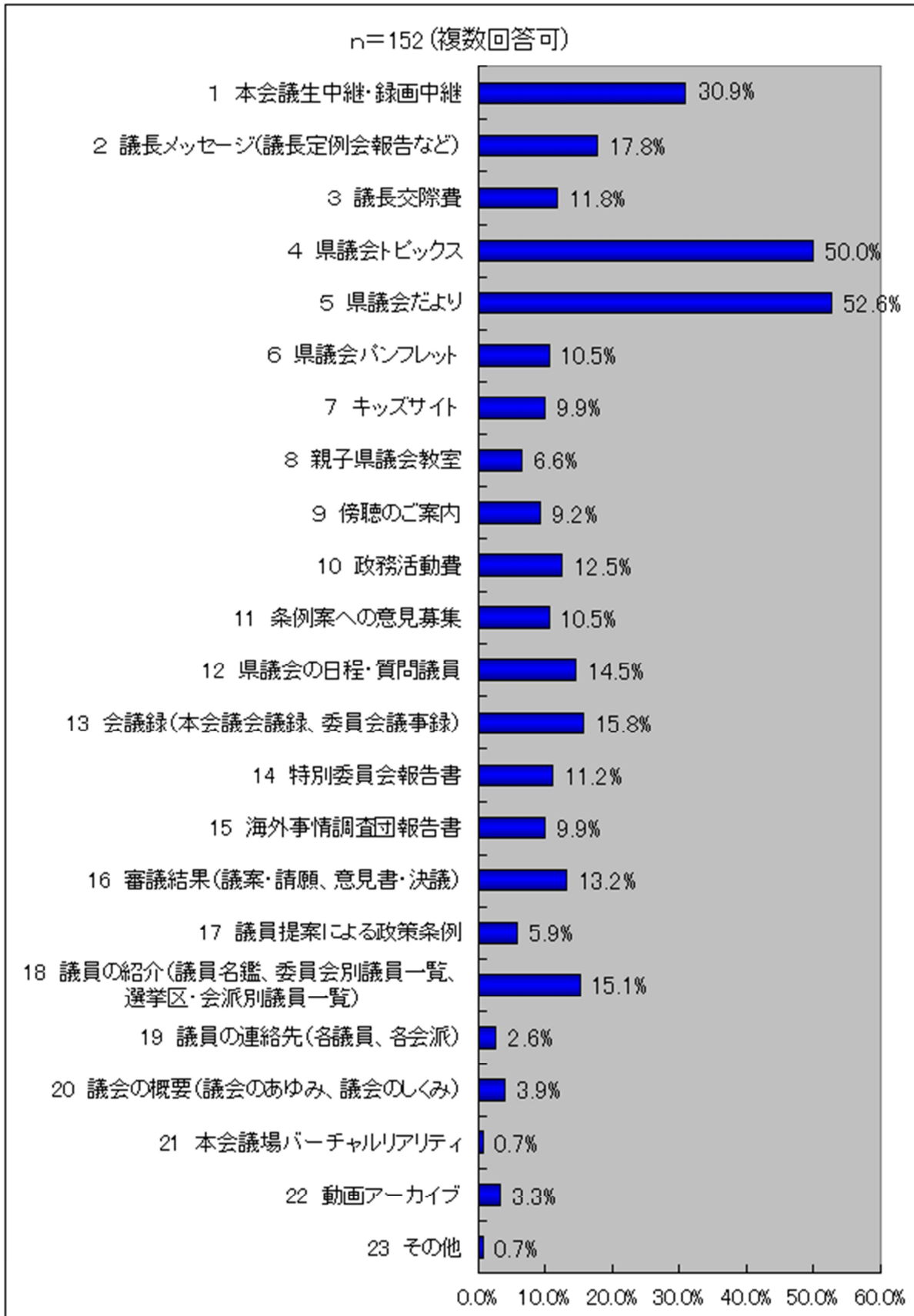


問 12 あなたは、県議会ホームページをご覧になったことがありますか。(回答数は1つ)

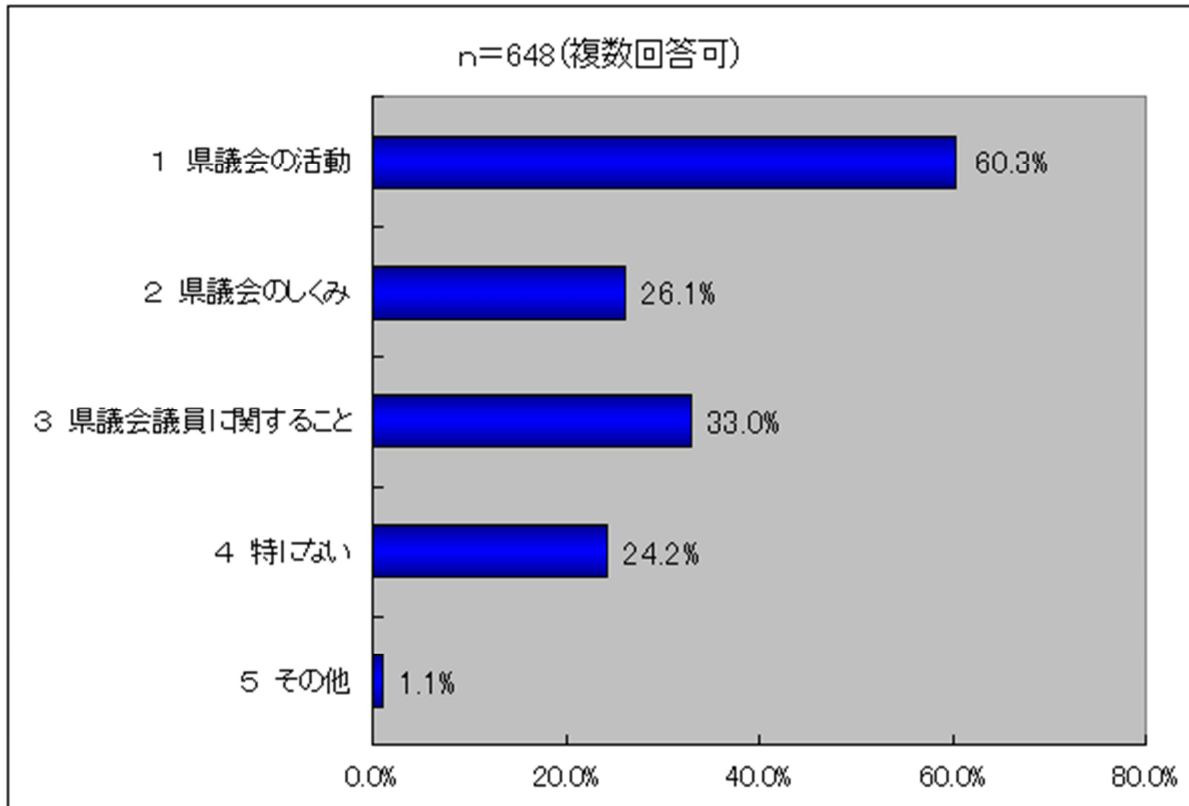
県議会ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/>



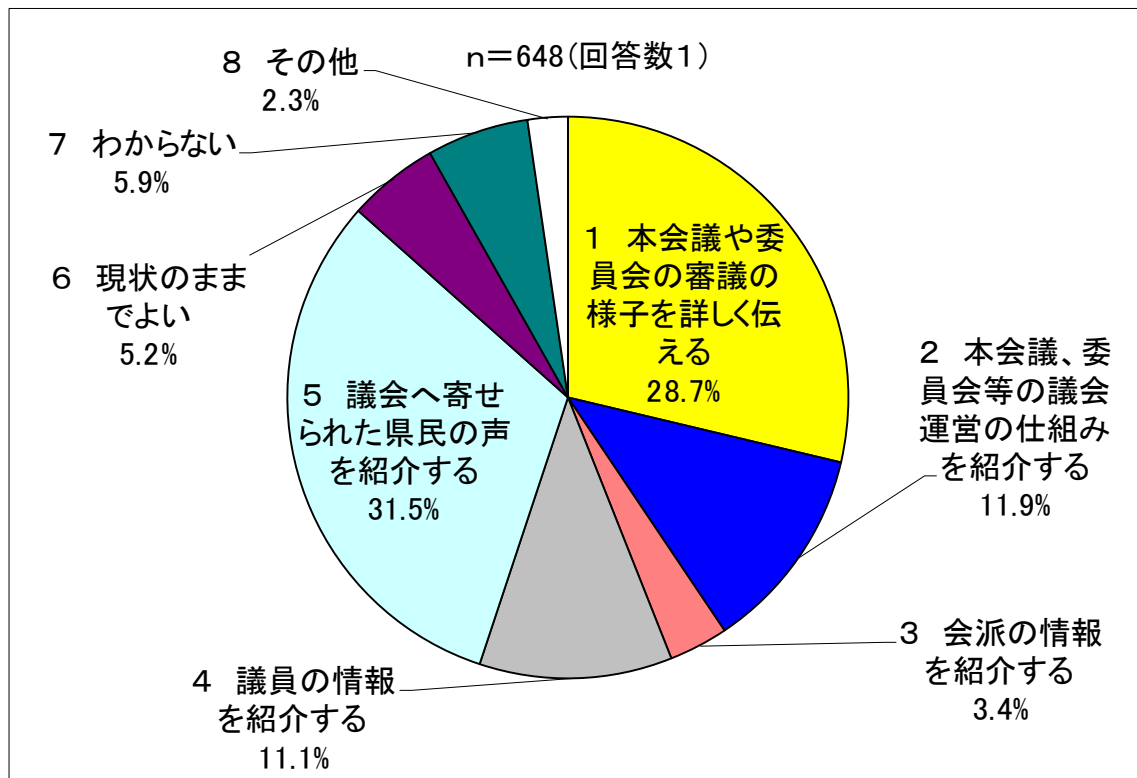
問 12-2 問 12 で選択肢 1 を選択された方にお伺いします。あなたが、県議会ホームページでご覧になった項目はどれですか。(複数回答可)



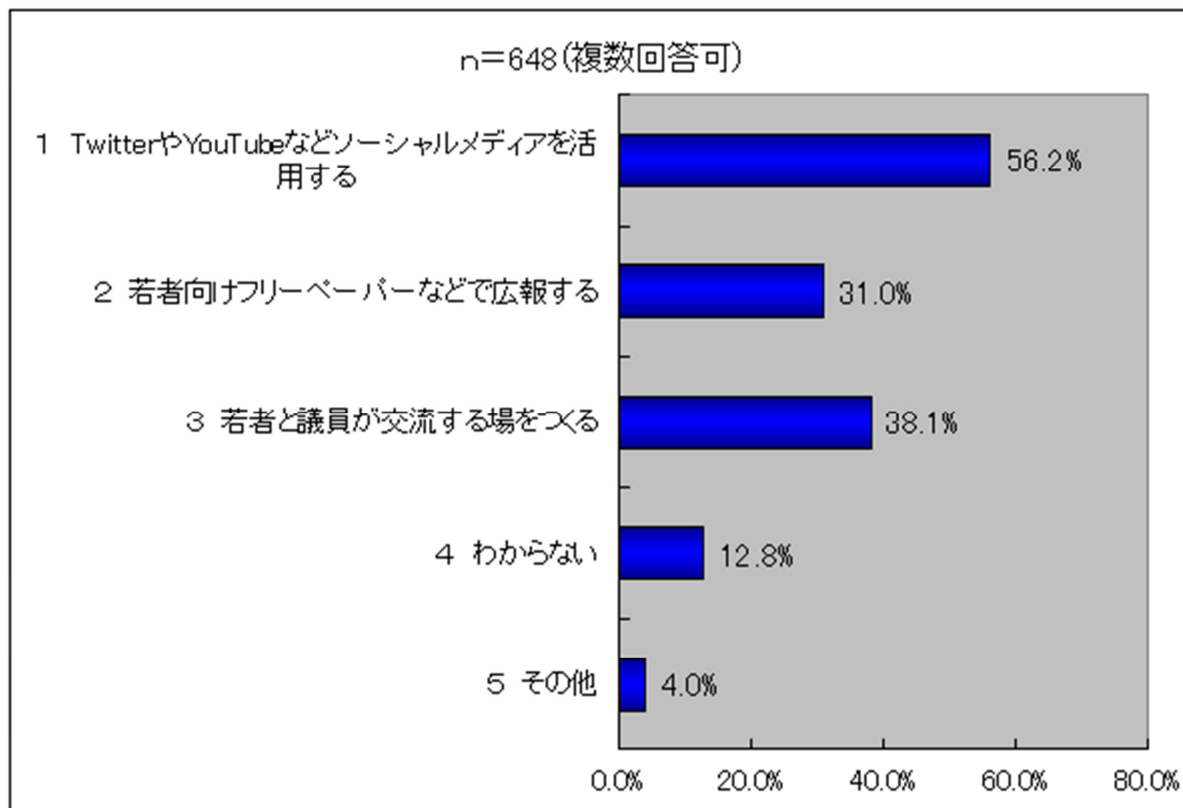
問 13 あなたが、県議会ホームページでより詳しく、あるいは新たにご覧になりたいと思う項目はどれですか。(複数回答可)



問 14 県議会を身近なものとして、より関心を持っていただくためには、どのような点を重視して広報をしたらよいと考えますか。(回答数は1つ)



問 15 若い方に県議会に関心を持っていただくためには、どのような働き掛けが効果的だと思いますか。(複数回答可)



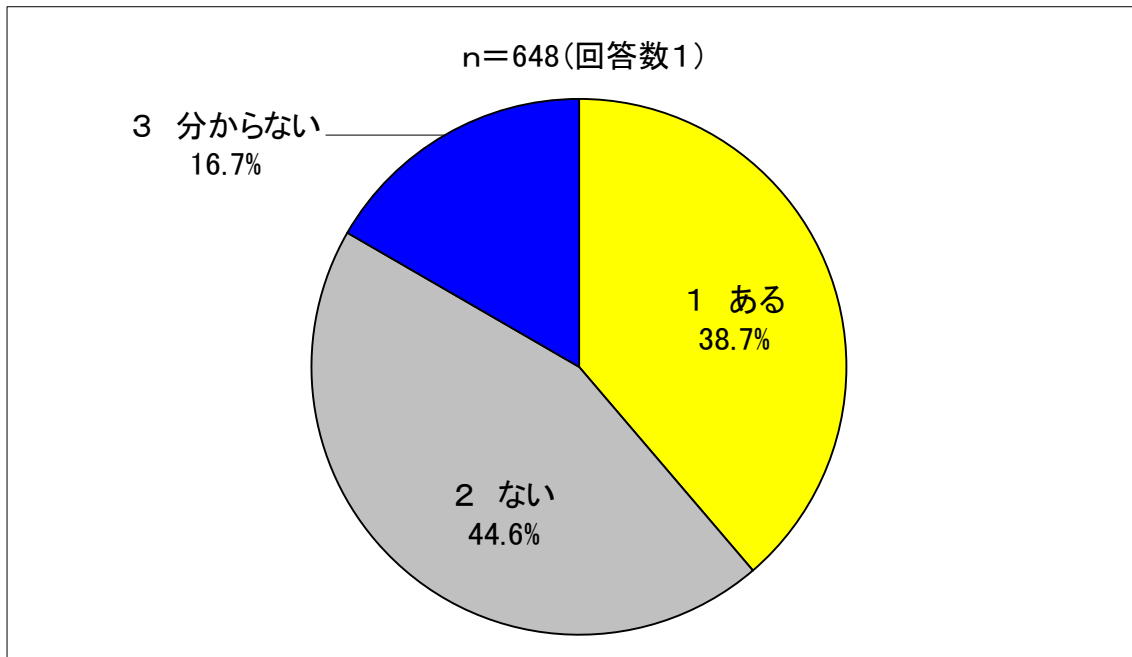
問 16 県議会や県議会の広報（「県議会だより」「県議会ホームページ」など）についてご意見・ご感想がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

担 当 県議会事務局 政策調査課
電 話 054-221-2388
F A X 054-221-3572
メー ル gikai@pref.shizuoka.jp

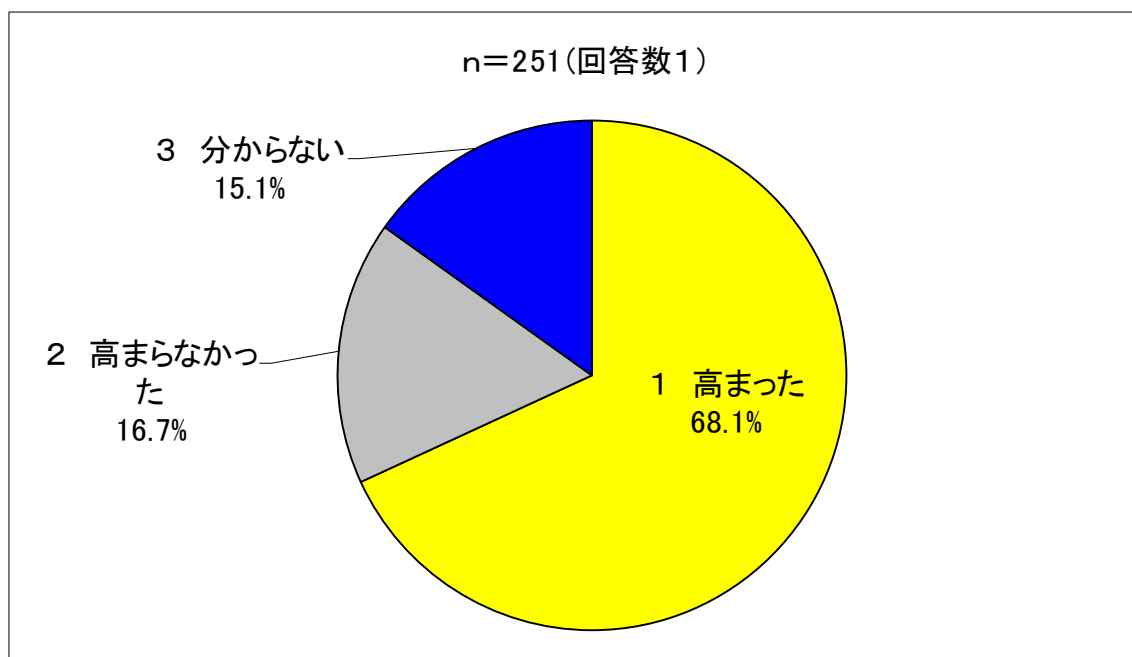
○特殊詐欺被害防止に関するアンケート

問1 静岡県警察では、今年9月から10月にかけて、特殊詐欺被害防止CMを、民放4社で放映しましたが、見たことがありますか。(回答数は1つ)

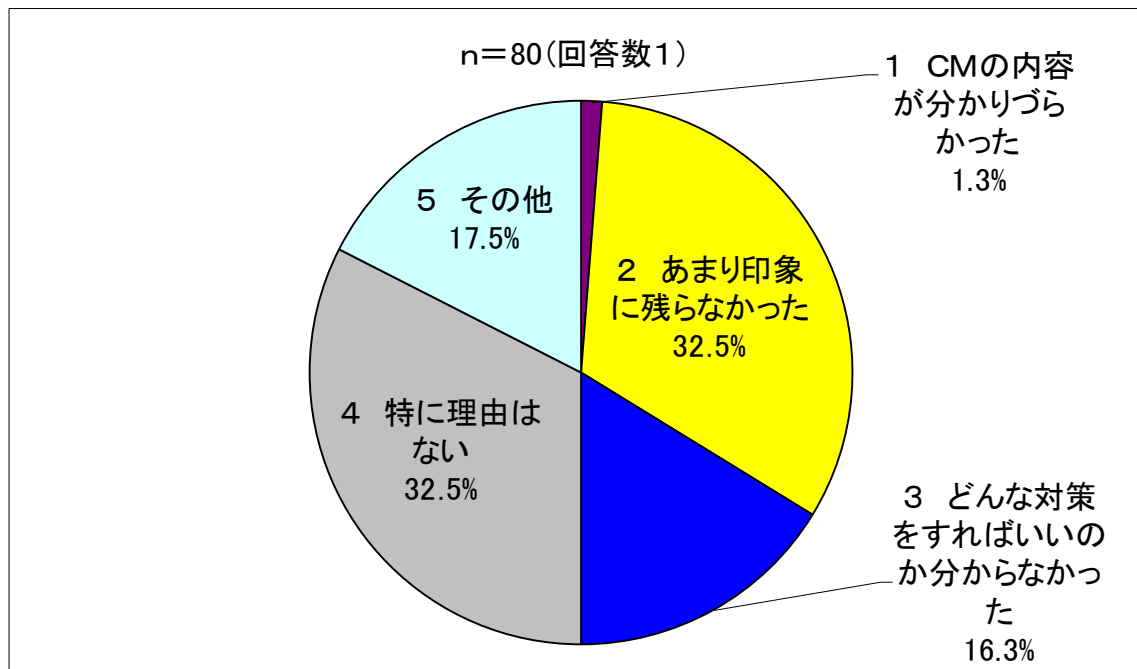
CM動画はこちら <https://www.pref.shizuoka.jp/police/doga/2ch/tokushusagi.html>



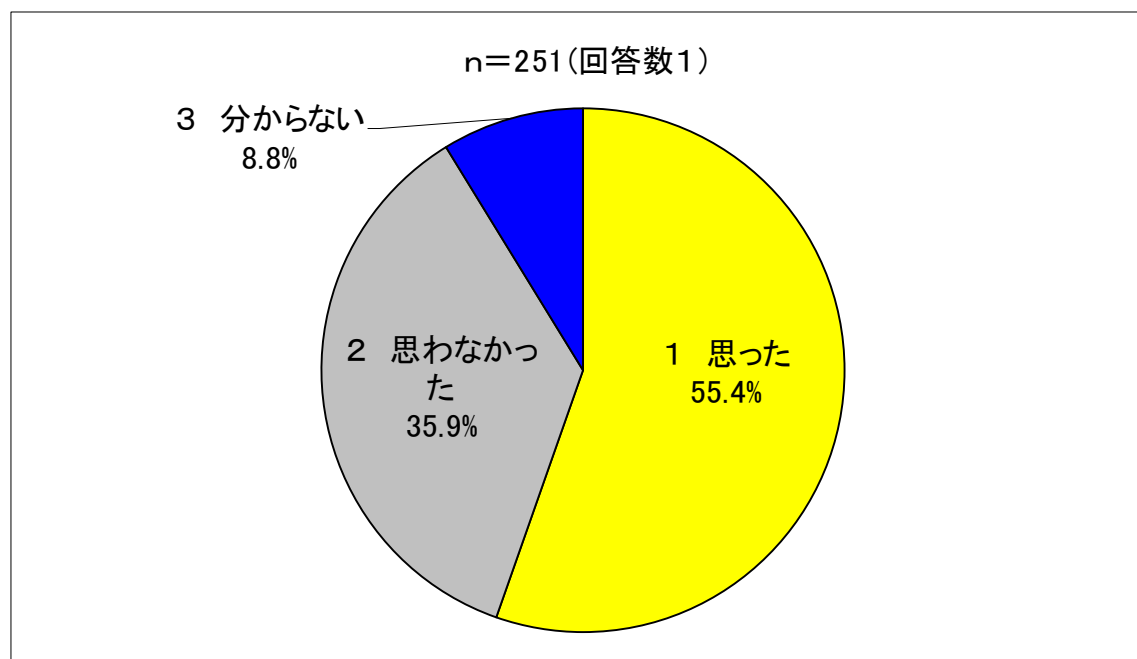
問1-2 問1で選択肢1を選択された方に伺います。テレビCMを見て、「自宅にサギ電話がかかってくるかもしれない」と特殊詐欺への危機意識が高まりましたか。(回答数は1つ)



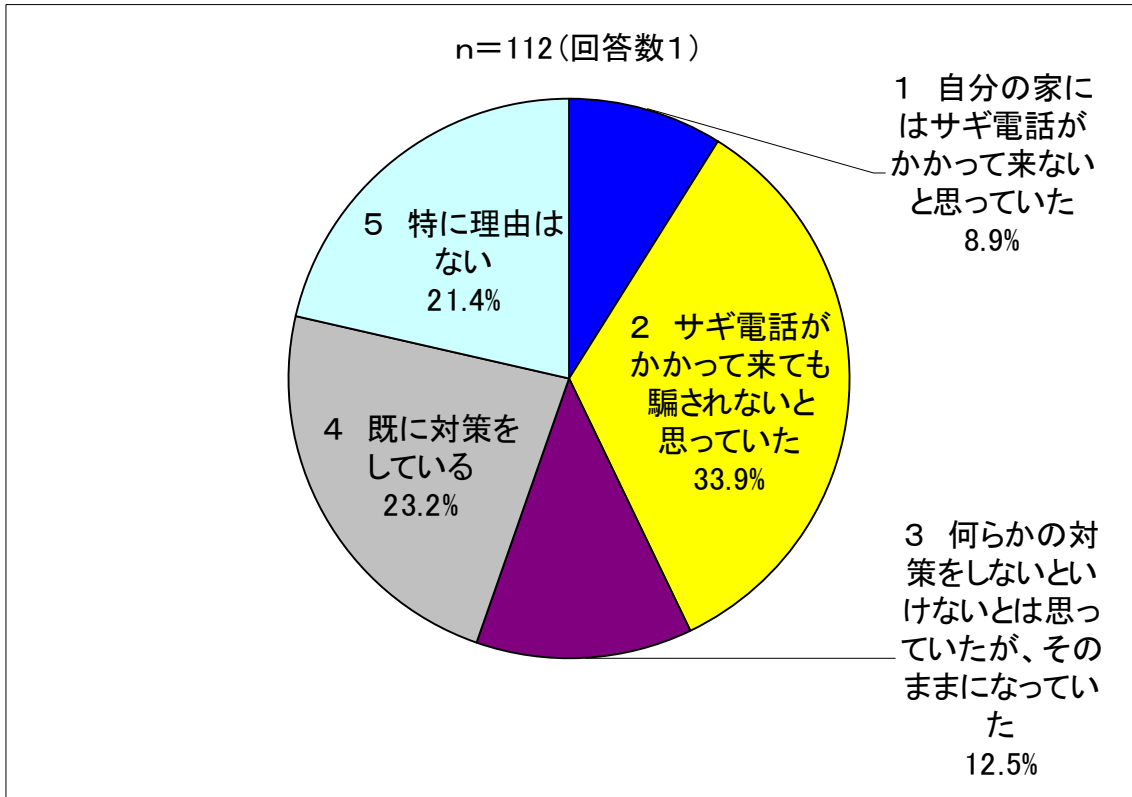
問1-2-2 問1-2で選択肢2または選択肢3を選択された方に伺います。特殊詐欺への危機意識が高まらなかった理由は何ですか。(回答数は1つ)



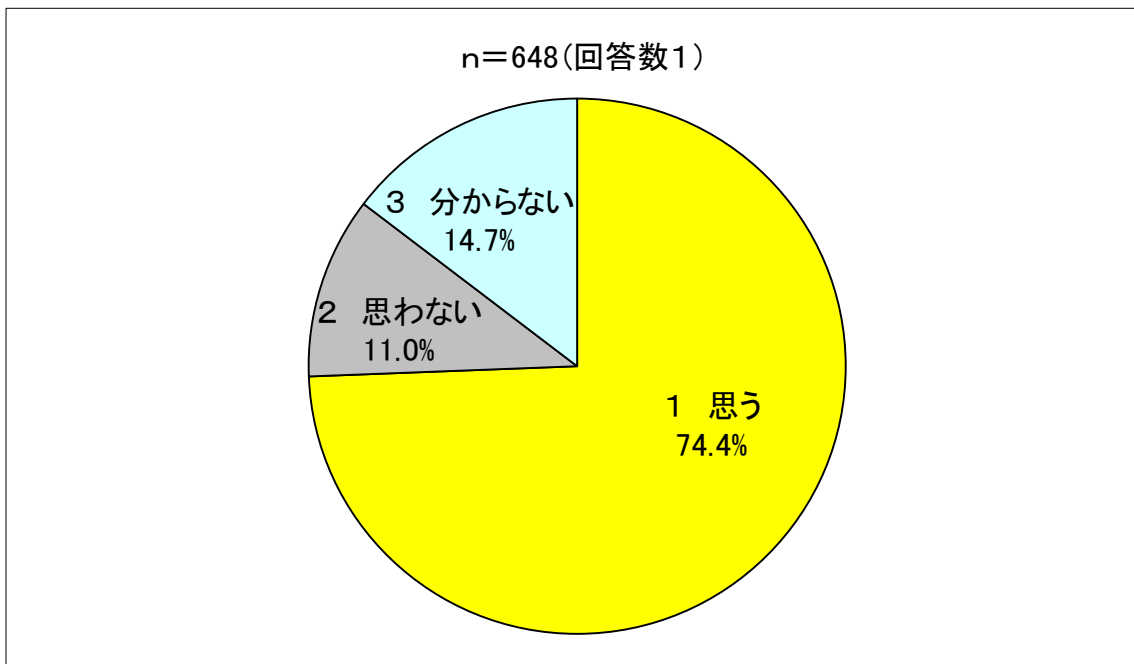
問1-3 問1で選択肢1を選択された方に伺います。テレビCMを見て、何らかの対策を講じようと思いましたか。(回答数は1つ)



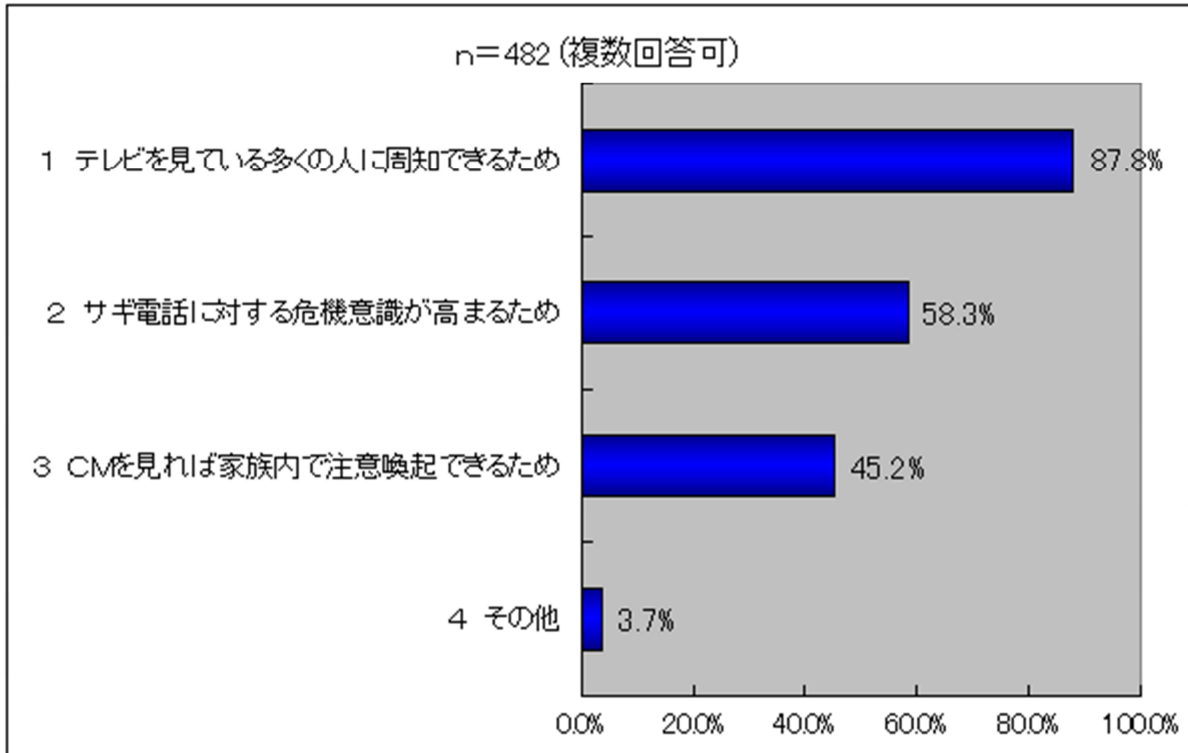
問1-3-2 問1-3で選択肢2または選択肢3を選択された方に伺います。何らかの対策をしようと思わなかった理由は何ですか。(回答数は1つ)



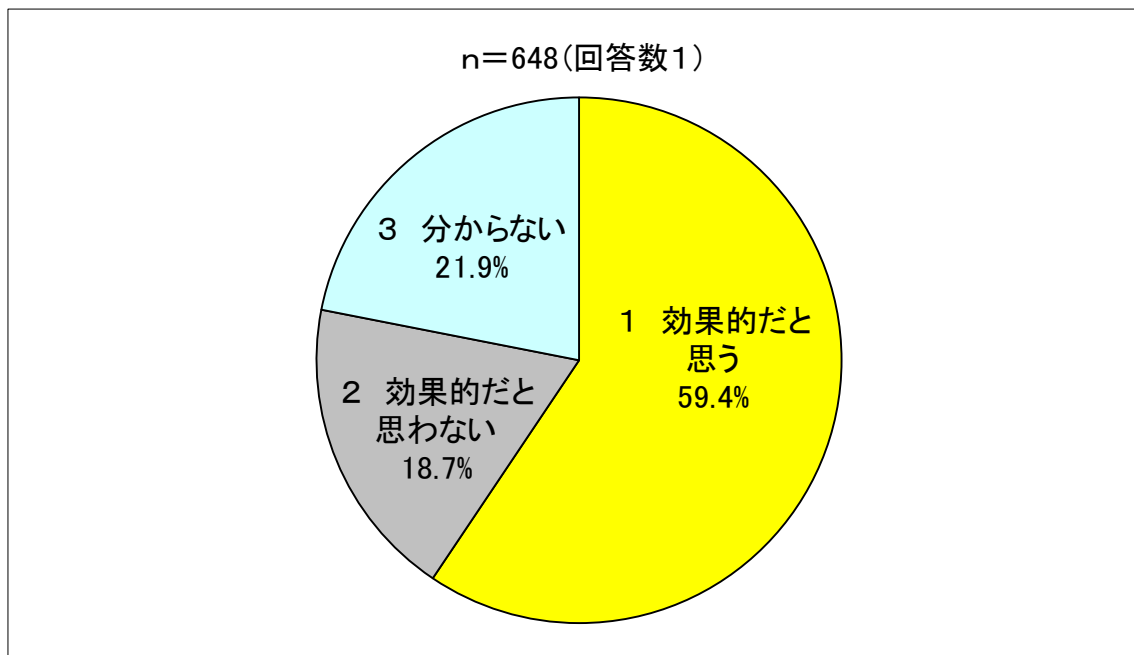
問2 新型コロナウイルス感染症拡大のため、非接触型の広報手段として、昨年から、特殊詐欺被害防止CMの放映を始めましたが、今後もテレビCMは必要だと思いますか。(回答数は1つ)



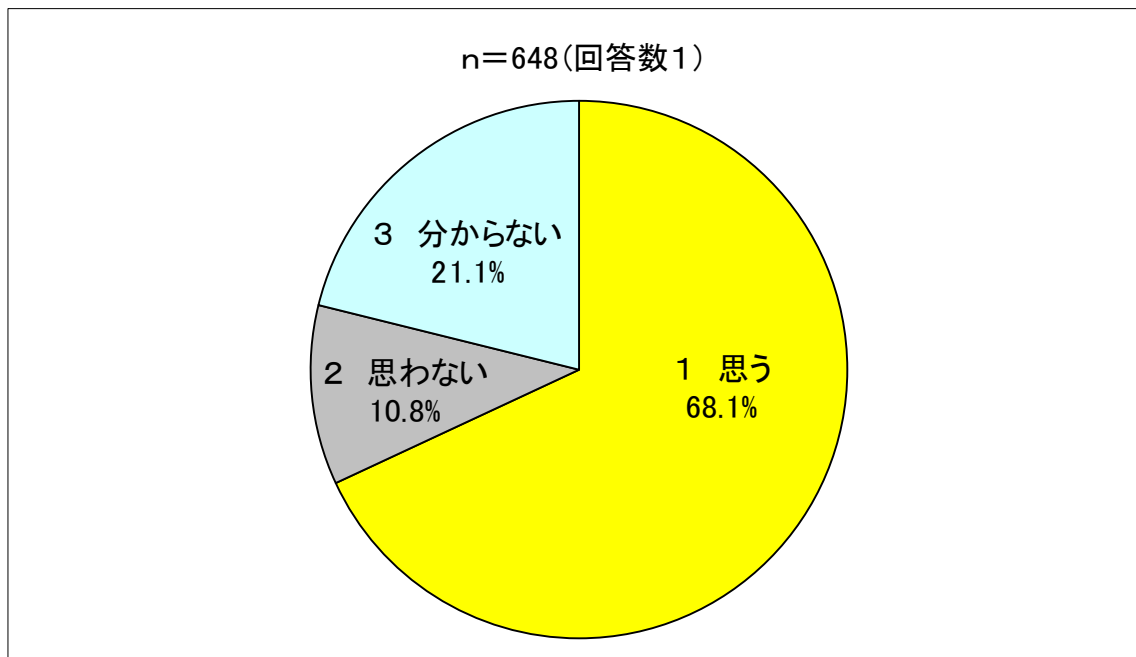
問2-2 問2で選択肢1を選択された方に伺います。なぜ、そのように思いますか。
(複数回答可)



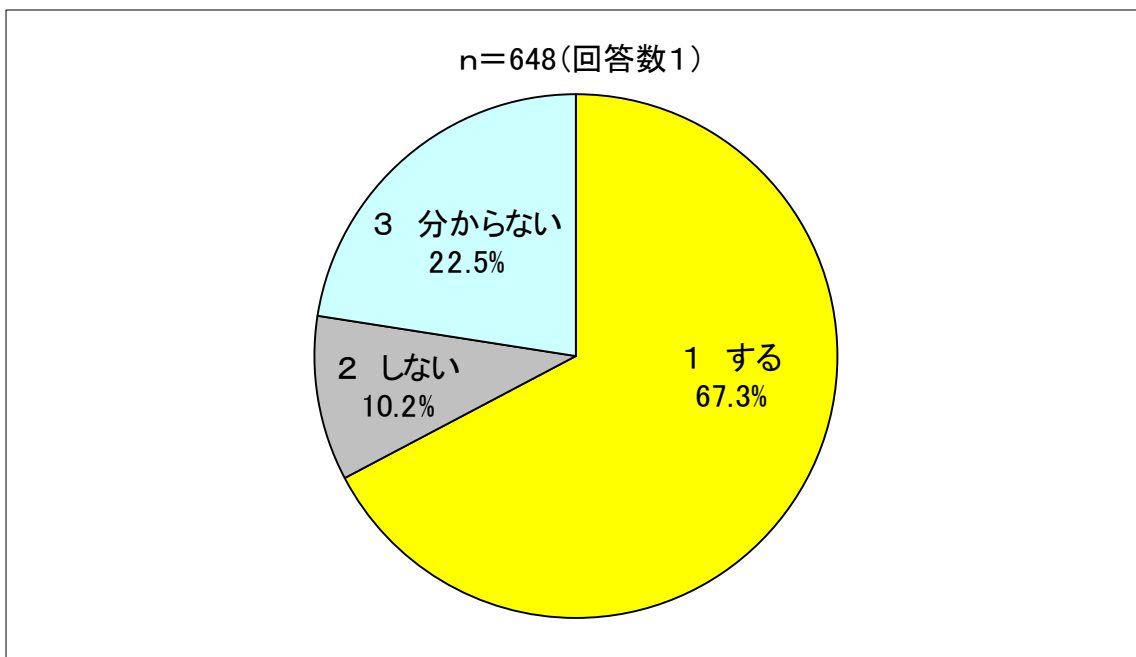
問3 静岡県警察では、「しずおか関所作戦」広報大使をタレントの久保ひとみさんに委嘱し、CMをはじめ、様々な特殊詐欺被害防止にかかる広報活動を行っています。県民に知名度が高い久保ひとみさんが被害防止を呼び掛けることは、効果的だと思いますか。(回答数は1つ)



問4 あなたは、自分や家族に、サギ電話がかかって来るとおもうか。(回答数は1つ)

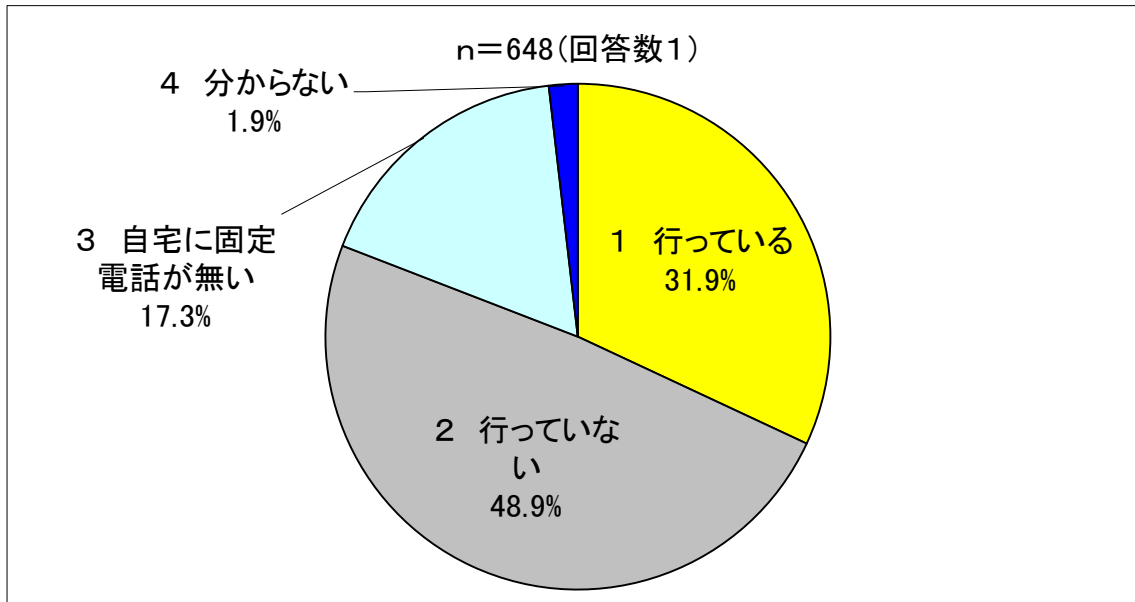


問5 今後あなたに、親族、警察官、市役所・町役場職員、金融機関職員等になりました不審な電話がかかってきた場合、警察に通報しますか。(回答数は1つ)

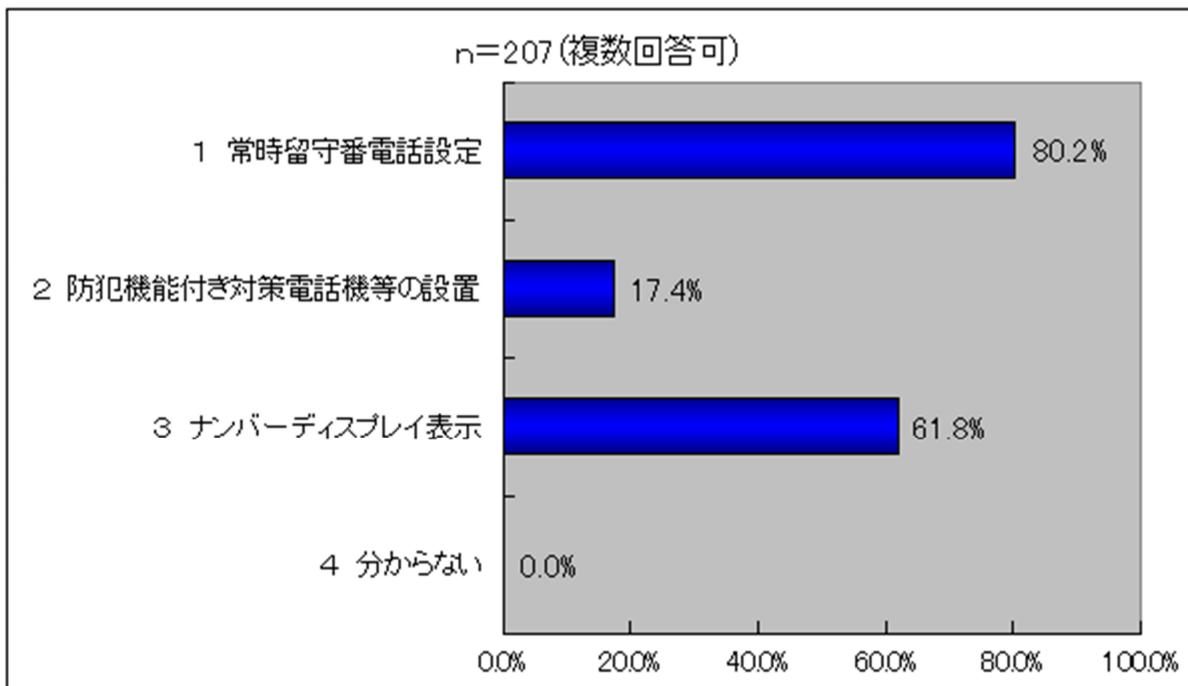


問6 自宅の固定電話についてお聞きします。現在、防犯機能付き電話機を使用したり、常時留守番電話設定をしたりするなど特殊詐欺被害防止対策を行っていますか。(回答数は1つ)

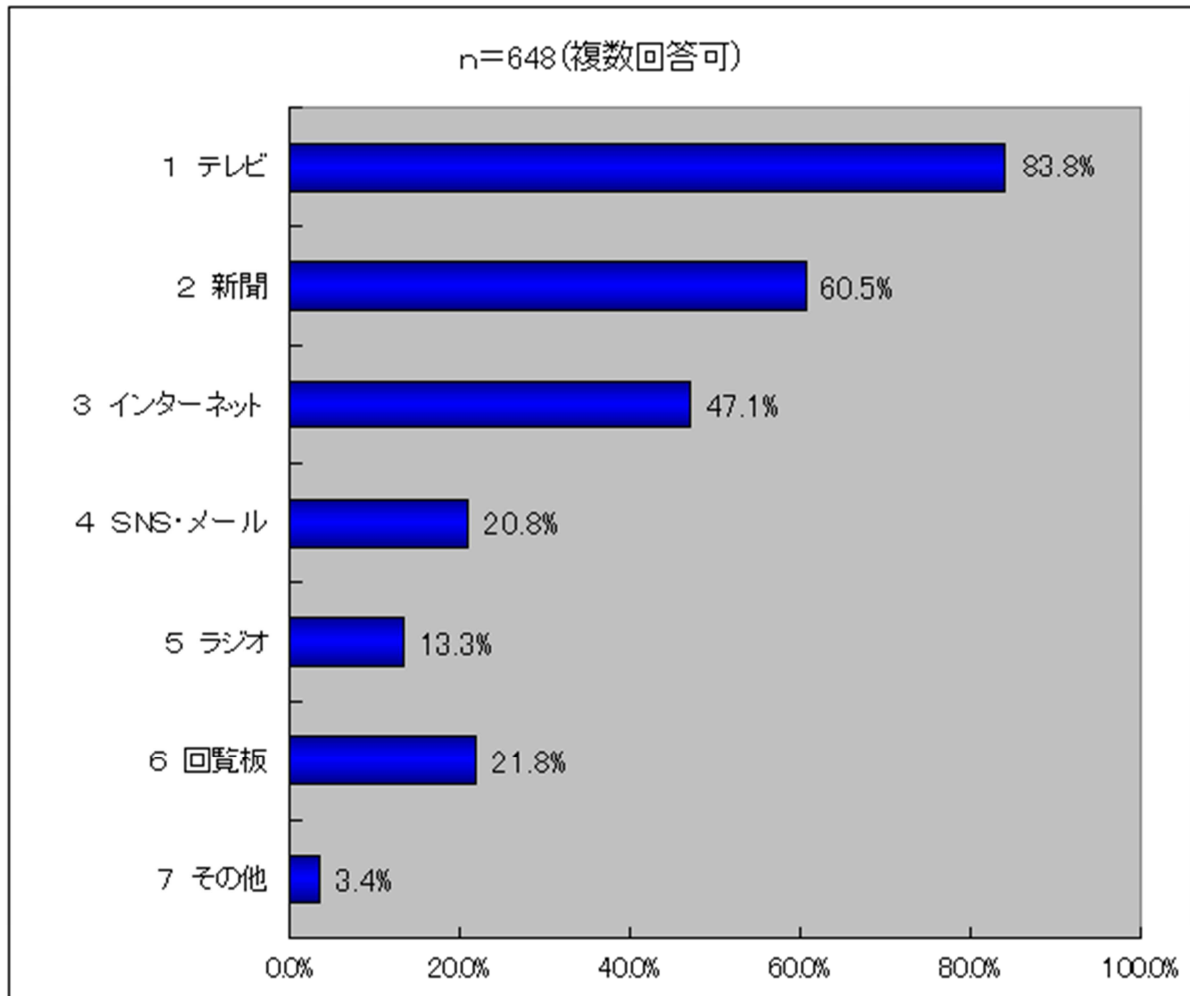
※「防犯機能付き対策電話機等」とは、電話をかけてきた相手に「録音する」と警告メッセージを流し通話内容を録音する機能、警察等で把握したサギ電話番号や番号非通知からの着信を自動ブロックして電話を鳴らさない機能などを備えたものです。



問7 問6で選択肢1を選択された方に伺います。具体的にどのような対策を行っていますか。(複数回答可)

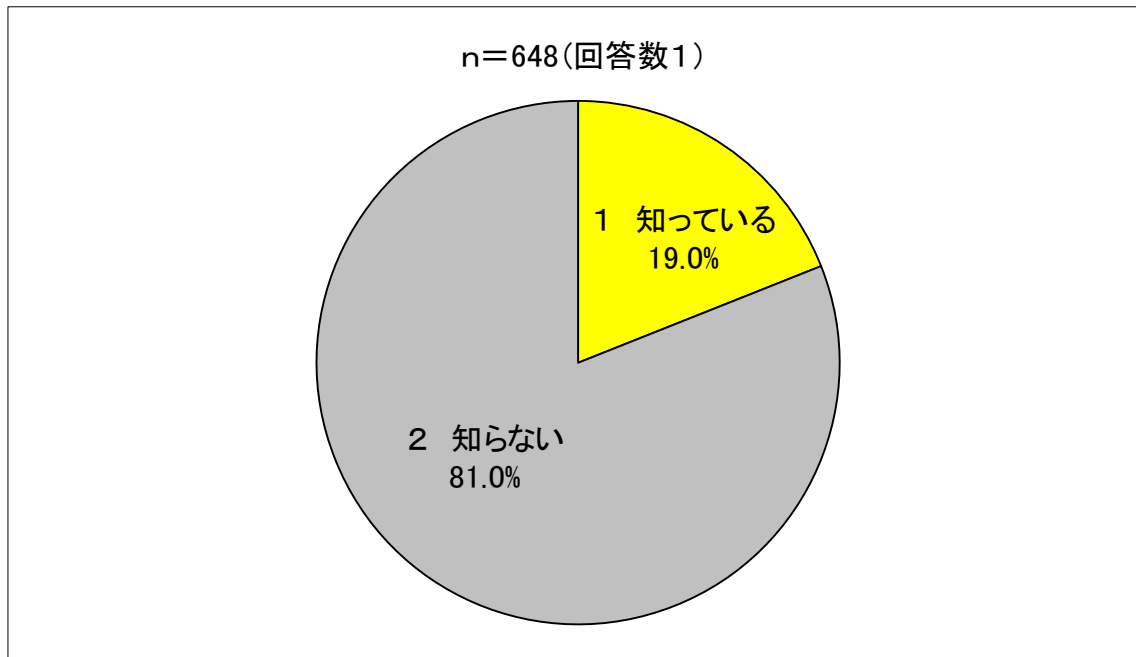


問8 普段、あなたはどんなものから特殊詐欺のニュースや情報を入手していますか。
(複数回答可)



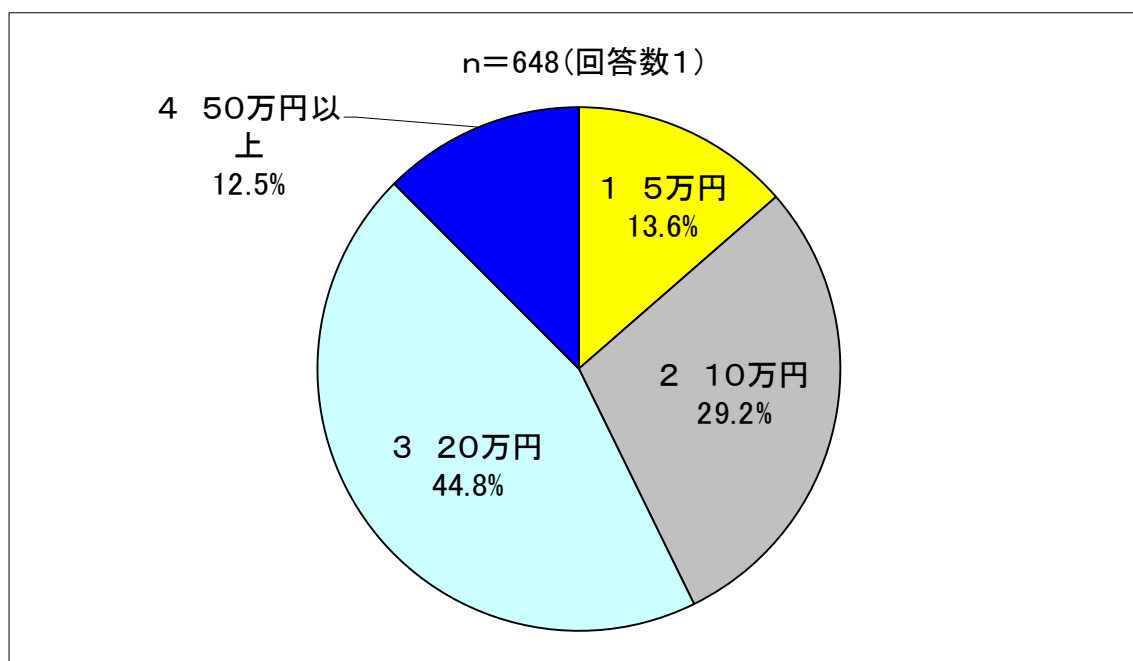
問9 静岡県警察では、今年10月1日から、「サギ電話等多発警報」の発令による緊急抑止対策を開始しましたが、知っていますか。(回答数は1つ)

※「サギ電話等多発警報」とは、県内を7ブロックに分け、サギ電話発生状況を分析し、警報発令基準値を超えた場合は、対象ブロックに警報を発令し、交番速報・同報無線での情報発信、レッドパトロールの強化等の被害防止活動を実施するものです。



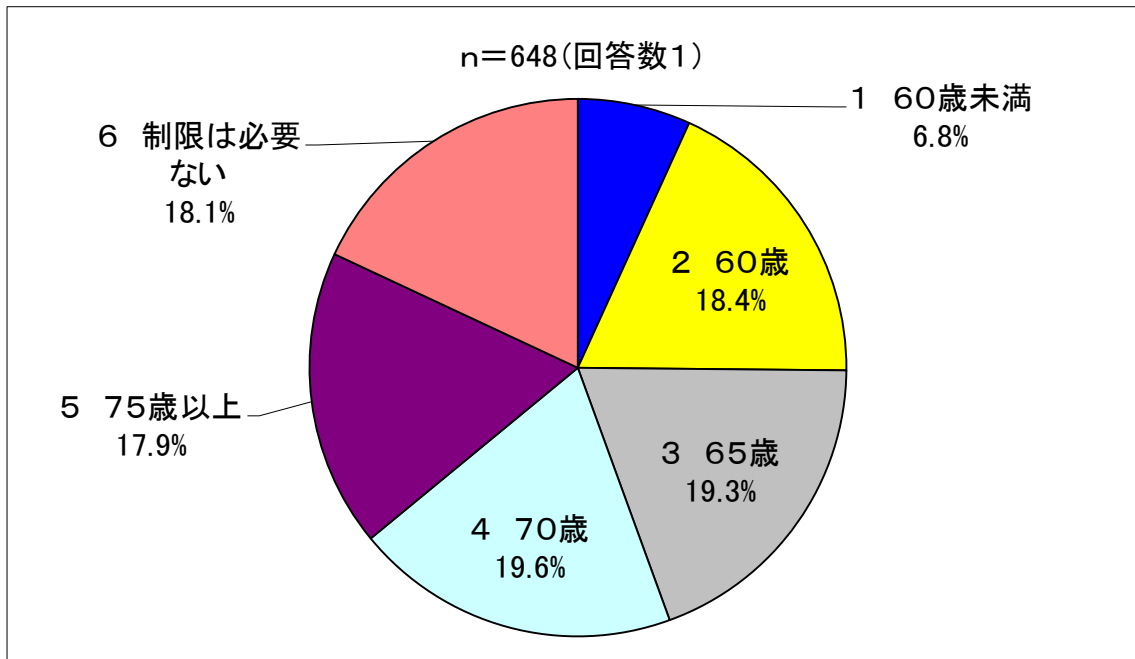
問 10 キャッシュカード詐欺盗被害防止策として、静岡県警察と県内の金融機関が連携して、高齢顧客を対象に金融機関ATMでの出金限度額を条件付きで20万円まで引き下げる取組を行っていますが、被害を最小限に食い止めるためには、上限をいくりに制限した方がよいと思いますか。(回答数は1つ)

※キャッシュカード詐欺盗とは、警察官や金融機関職員等になりすまして被害者宅に電話をかけ、カードを新しくした方がいいなどの架空の理由で、キャッシュカードを準備させた上、自宅を訪問し、被害者の隙を見るなどして、キャッシュカードを窃取する手口です。)



問 11 還付金詐欺被害防止策として、静岡県警察と県内の金融機関が連携して、ATMでの振込限度額を引き下げる取組を行っていますが、何歳以上の人を対象にした方がよいと思いますか。(回答数は1つ)

※還付金詐欺とは、市役所職員等になりすまして被害者宅に電話をかけ、保険料の戻りがあるなどと、還付金手続等を名目に金融機関等のATMへ誘導し、現金を振り込ませる手口です。

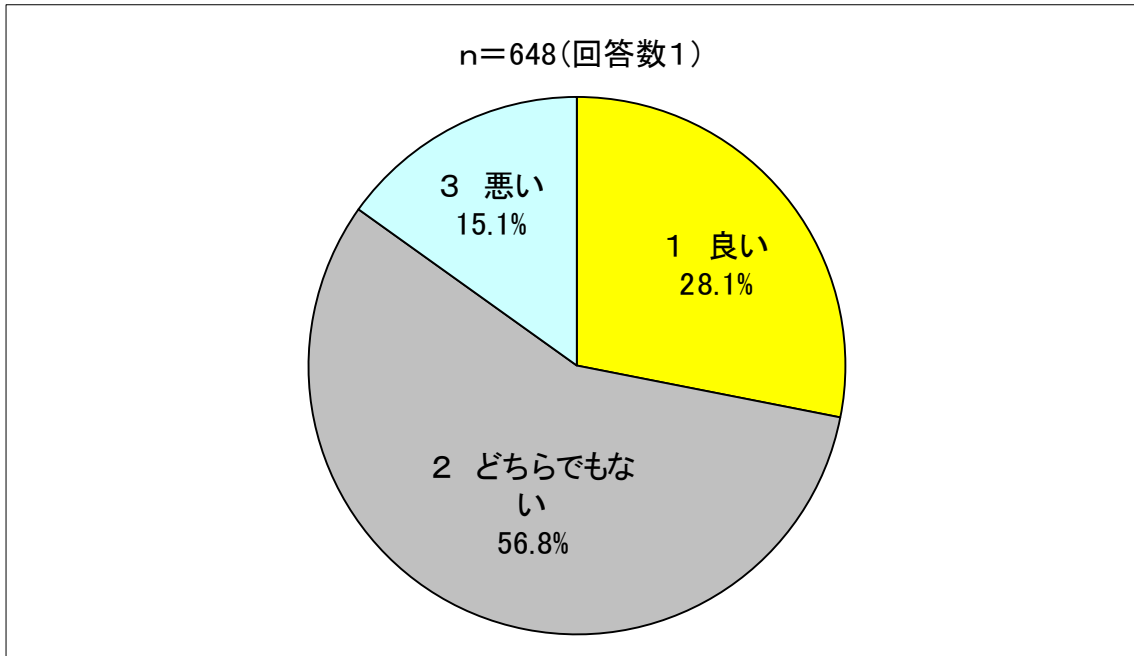


問 12 特殊詐欺被害防止対策について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

担当課 静岡県警察本部生活安全企画課
電話番号 054-271-0110
FAX 054-250-0111

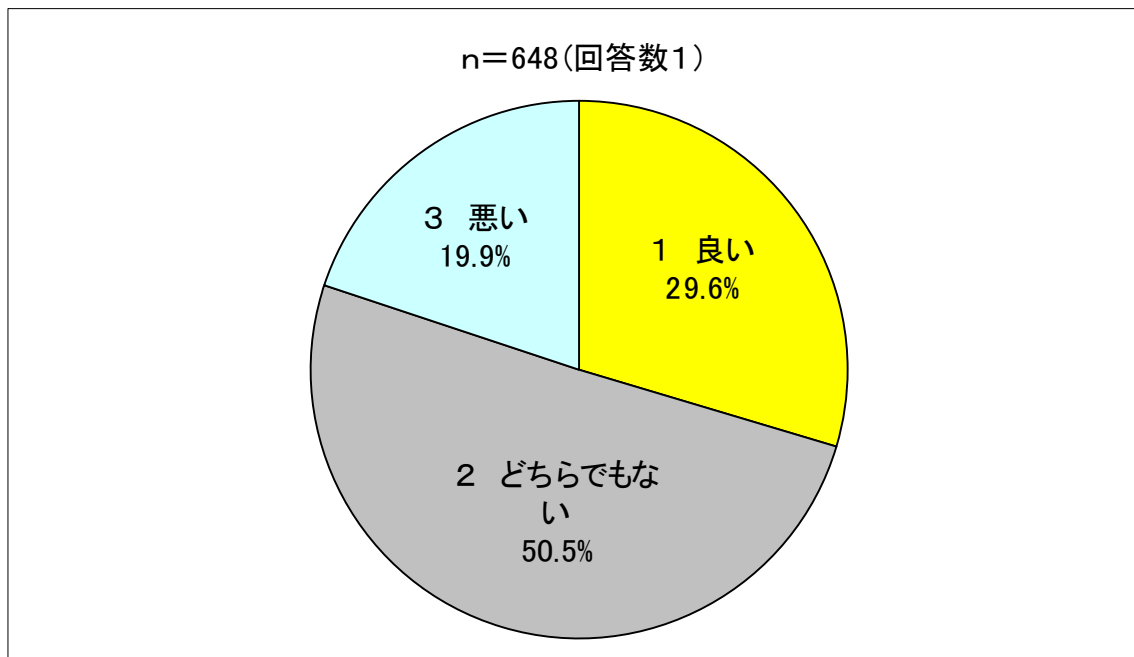
○県公式ホームページに関するアンケート

問1 県のホームページのデザイン（視認性）について、どのように感じますか。（回答数は1つ）



問2 問1でそのように回答した理由を教えてください。（500字以内）

問3 県のホームページの構造（情報の探しやすさ）について、どのように感じますか。（回答数は1つ）



問4 問3でそのように回答した理由を教えてください。（500字以内）

問5 県公式ホームページについて、ご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。（500字以内）

担当課 知事直轄組織知事戦略局広聴広報課
TEL 054-221-2233
FAX 054-254-4032
メール pr@pref.shizuoka.lg.jp